

第6回「化学物質と環境に関する政策対話」 議事録

1. 日時 平成26年12月1日(月) 13:00~16:00
2. 場所 BMT 虎ノ門会議室 大会議室
(東京都港区虎ノ門2丁目10-1 虎ノ門ツインビルディング 地下1階)
3. 出席者

【メンバー】(敬称略、五十音順)

一般社団法人日本自動車工業会 環境委員会 製品化学物質管理部会 副部会長、トヨタ自動車株式会社	浅田 聡
主婦連合会 環境部長	有田 芳子
特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事	井上 啓
電機・電子4団体、三菱電機株式会社 環境推進本部 専任	宇佐美 亮
一般社団法人日本化学工業協会、住友化学株式会社 理事・生物環境科学研究所長	片木 敏行
農林水産省 大臣官房 環境政策課長	木内 岳志
環境省 総合環境政策局 環境保健部長	北島 智子
淑徳大学人文学部 教授 [座長]	北野 大
オーフス条約を日本で実現する NGO ネットワーク 運営委員	橘高 真佐美
厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室長	倉持 憲路
ジャーナリスト・環境カウンセラー	崎田 裕子
一般社団法人日本化学工業協会 常務理事	庄野 文章
大阪府 環境農林水産部 環境管理室長	谷口 靖彦
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局長	中下 裕子
熊本学園大学 社会福祉学部 教授	中地 重晴
日本生活協同組合連合会 環境事業推進部長	二村 睦子
国立大学法人東京工業大学大学院 総合理工学研究科 教授 [座長代理]	村山 武彦
環境省 総合環境政策局 環境保健部 環境安全課長	森下 哲
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 化学物質国際動 向分析官【森戸 和美 様の代理出席】	柳川 行雄
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課長	山内 輝暢
日本化学エネルギー産業労働組合連合会 JEC 総研代表	山本 喜久治

4. 議題

- 前回政策対話の振り返り
- SAICM への取組状況及び今後の進め方について
 - (1) 取組状況の概要報告
 - (2) 各主体からの取組状況の報告
 - ・政府の取組
 - ・ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の取組
 - ・一般社団法人日本化学工業協会の取組

- ・大阪府の取組
- ・有害化学物質削減ネットワークの取組
- ・その他の取組

(3) SAICM 国内実施計画の今後の進め方に関する総合討議

■ その他

(1) 水銀に関する水俣条約に関する最新の動向

5. 議事

5. 1 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、第6回化学物質と環境に関する政策対話を開催いたします。

本日は、お足元の悪い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

最初に、今回から新たにご参加いただくメンバーのご紹介をいたします。

まず、日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長、伊藤彰久様が異動になりましたので、新たに雇用対策局長、高松和夫様に替わられております。本日は所用のためご欠席となっております。

また代理出席の方としまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長、森戸和美様にかわりまして、同化学物質対策課化学物質国際動向分析官、柳川行雄様にご参加いただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日ご欠席の方としましては、高松様のほかに、横浜国立大学大学院環境情報研究院准教授、亀屋先生と、日本石鹼洗剤工業会環境委員長、角井様からご欠席のご連絡をいただいております。

お手元の議事次第の次に出席者一覧、座席表をつけておりますので、そちらもあわせてご参照いただければ幸いです。

事務局は、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課と、弊社みずほ情報総研となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、この政策対話は公開で開催しておりますので、プレス取材の方々も傍聴席においてになられているということを申し添えます。

次に、配付資料の確認をいたします。お手元の束を外していただきまして、まず議事次第の後ろに出席者一覧、座席表がございます。その後、「資料1 前回政策対話の議論の整理」、「資料2-1 SAICM国内実施計画 点検の進め方について」、「資料2-2 ICCM4に向けたスケジュール」があつて、「資料3-1 SAICM国内実施計画の進捗状況について（素案）」、これは国の省庁の取組をまとめたものでございます。続いて、「資料3-2 SAICM国内実施計画の進捗状況について（地方公共団体編 素案）」、「資料3-3 SAICM国内実施計画の進捗状況について（業界団体・労働団体編 素案）」、「資料3-4 SAICM国内実

施計画の進捗状況について（市民・消費者団体、NGO/NPO編 素案）」となります。

続きまして、本日ご発表予定の資料を資料4として束ねておまして、資料4-1がまず中下様のご発表資料で、SAICM国内実施計画に関わるNPO/NGOの取組の資料となります。続きまして、庄野様のご発表資料、「資料4-2 化学品管理の取組について」でございます。資料4-3が「大阪府における化学物質対策」で大阪府 谷口様のご発表資料でございます。資料4-4が「有害化学物質削減ネットワークの活動報告」で、中地様のご発表資料でございます。そして最後、資料5としまして、「水銀ライフサイクルと水俣条約の関係資料」となります。

あとは参考資料を一つの束としてまとめております。参考資料、タイトルだけざっと申し上げますと、「参考資料1 化学物質と環境に関する政策対話設置要綱」、「参考資料2 第5回政策対話における討議用資料」、「参考資料3 第5回化学物質と環境に関する政策対話 議事録」、「参考資料3別添 村山様からの補足意見」、「参考資料4 環境基本計画におけるリスク評価に関する記述〈抜粋〉」、「参考資料5 SAICM国内実施計画」、「参考資料6-1 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合報告書（案）」、「参考資料6-2 水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（案）」、「参考資料6-3 水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について（答申案）」、以上が本日の資料一式となります。不足等ございましたら、事務局までご連絡ください。よろしいでしょうか。

また、一般傍聴者の皆様には、お手元に本日のご感想などをご記入いただくアンケート用紙をお配りしておりますので、お帰りの際に受付までお渡しいただけますと幸甚でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、毎回、設置要綱の確認をしておりますので、今回も設置要綱の確認をさせていただきます。

まず参考資料の束の一番上にある参考資料1、設置要綱をごらんください。設置要綱につきましては、本紙と裏面の別紙と2枚構成になっておりますけれども、メンバーの方が異動になられた場合に、毎回、本紙のほうを訂正していくと煩雑になりますので、裏面の別紙の一番下の（注）構成メンバーリストについては何日に異動等に伴う修正を行ったという記述で、簡潔に記載しております。今回も高松様のご異動がございましたので、12月1日に異動等に伴う修正を行ったというふうな形で、簡潔にまとめたいと考えておりますが、こういった形で特によろしいようでしたら、冒頭の参考資料1、設置要綱（案）の「（案）」を取りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、こちらの案で設置要綱を確定いたします。

また、本日の議事の概要を事務局のほうから簡単にご紹介いたします。本日の議題は、大きく三つございまして、まず一つ目が前回政策対話の振り返りを行います。冒頭、最初の議事次第の2. 1でございます。続きまして、議事次第2. 2、二つ目が本日の主な議題となります。SAICMへの取組状況及び今後の進め方について、でございます。各主体におかれまして

取り組まれている取組状況をご報告、プレゼンをしていただいた後、今後の進め方について総合討議をお願いしたいと考えております。そして最後に三つ目としまして、その他となっておりますけれども、水俣条約に関する最新動向を環境省のほうからご報告いたします。

それでは早速ではございますが、この後の議事進行を座長の北野先生をお願いいたします

○北野座長 改めまして、こんにちは。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。

毎回のことですけれども、それぞれ化学物質の安全・有効な利用に関して、それぞれ関係する多くの方がお見えになっていますし、また行政の方もお見えになっています。せっかくの機会ですから、忌憚のない意見を出し合いながら、今後の化学物質の安全な利用を進められたらと思っております。ということで、今日は4時まで、長丁場ですけれども、どうぞおつき合ってください。

5. 2 前回政策対話の振り返り

それではまず、前回の政策対話の振り返りを行いたいと思いますので、資料1の説明から事務局、お願いします。

○事務局 それでは資料1を使ってご説明いたします。

前回政策対話の議論の整理としまして、資料1の1. 第5回政策対話における主なご意見をごらんください。第5回政策対話では、「製品中化学物質に関するリスクコミュニケーションのあり方」をテーマとしまして、日本科学技術ジャーナリスト会議会長 小出重幸様のご発表及び主な論点案、参考資料2につけておりますけれども、それらに基づき、議論をお願いいたしました。その結果、各メンバーや取組主体によって受け止め方はさまざまではございますが、おおむね次のようなご意見があったという形でまとめております

まず1. 1、論点1及び論点2について。

前回、論点三つを設定しておりましたけれども、まず論点1、市民・消費者が製品中化学物質に関して求めている情報はこういったものなのか。また、論点2としまして、それらの情報をどのような方法・手段で共有すればよいのかということについてご議論いただきました。

その結果、星印で書いているところではございますが、わかりやすいラベル表示と詳しい情報を提供するインターネットによる情報提供を使い分けていくべきではないか。EU、米国ではわかりやすいラベル表示と詳しい情報を提供するインターネットによる情報提供をうまく使い分けをしているため、日本でもそれらをうまく使い分けていくべきではないかといったような趣旨のご意見を複数いただきました。

また二つ目の星印、製品の中に含まれる物質の消費者への情報提供、消費者としてはまず製品の中にどういった物質が入っているのか知りたいというご意見が複数ございましたので、そうした点を一つの分類としてまとめました。

裏面にまいりまして、2ページ目でございます。

あと三つ目としまして、情報提供システムの整備の必要性ということで、米国の例のように、

企業がラベル表示やインターネットを通じて情報を提供していくことも重要ではあるけれども、その一方で、米国の例のように国が情報システムを整備していくことも重要ではないかというご意見ですとか、あと消費者自身が調べたいとき、聞きたいときに答え得るかどうか。聞きたい人や調べたい人の立場に立ってつくられた情報提供システムが必要ではないかといったようなご意見がございました。

そして1. 2 論点3について、でございます。論点3としましては、製品中化学物質に関するリスクコミュニケーションのあり方とはどういったものなのか。また、市民・消費者と事業者との相互の信頼感を醸成するための各ステークホルダーの役割や体制はどのようなものなのか、という点について、ご議論をお願いいたしました。

その結果、星の一つ目でございますけれども、消費者が化学物質に関して相談できる機関や場の整備の必要性の、複数のご指摘がございました。例えば国民生活センターが一つ大きな相談できる機関となりますけれども、多数の案件を抱えているといったようなこともございますので、そうならないように相談できる機関をきちんと整備していく。また第三者機関が望ましいけれども、まずは国に動いてもらうというのも一つの方法ではないかというご意見などもございました。あと、化学物質に関するセンターをつくってほしいという業界からのご要望もございました。

あと、二つ目の星印としまして、消費者からの相談に答えられる人材の育成の重要性、化学物質アドバイザーの方が、そういった面では詳しいとはいいましても、答え方一つによって印象が大きく変わってしまうため、国の体系的な教育システムが必要ではないかというようなこととすとか、中立的な人材を育てること、大学においてリスクがわかるような人材を育てるためのカリキュラムを充実させることといったような指摘などもございました。

そして3ページ目にまいりまして、三つ目の星印でございますが、製品に関するリスクコミュニケーション事例の発信の重要性、情報発信の重要性なども一つご指摘いただいております。

そして最後四つ目、製品中の化学物質に関する教育の必要性ということで、一つ目のポチでございますけれども、暮らしの中で自分たちのリスクを感じるという場面が見えなくなりつつあるのではないかと。そのため学校教育や児童教育における正しい理解の仕方や能力を向上させるための教育システムなどが必要ではないかといったようなご指摘をいただいております。

以上が、前回政策対話の議論のまとめの案でございます。

あと、それとは別に、参考資料3、別添のほうに村山様から、その後、補足意見をいただいております。そちらも簡単にご紹介いたします。束になっていて、わかりづらくて恐縮ではございますけれども、参考資料3別添、参考資料3が議事録で2枚割り付けになっております。その後ろ側につけております。

論点1について。先ほどの論点1についてですが、やはり関心のレベル、市民や消費者の関心のレベルに応じた対応が必要ではないか。そして、今後、事故や急性毒性につながる情報は、

関心が余りない方々にとっても適切に最低限提供していくべき。少しでも関心がある人にとっては、ニーズに応じた情報提供や情報交流、意味ある応答を行うことができるかが肝要である。そして、そうした多様性を考慮していくためには、ソーシャルマーケティングにおけるセグメントアプローチが参考になるかもしれないというご指摘をいただいております。

そして論点2につきましては、情報を求めるレベルはさまざまで、階層性のある情報の提供方法というご指摘ですとか、あと、特定のリスクを例にしてモデルを設定してはどうかというようなご意見をいただいております。

そして論点3、第三者として学会の位置づけも一考の価値があるかもしれない。そういった意味で、村山先生が取り組まれている学会の中で、一つの参考事例を提供できるかもしれない。あと、小出様の話題提供にあった英国SAGEのような緊急助言グループのような組織について、日本での実現可能性についても検討していただけるとありがたい。そういったようなご指摘をいただいております。

以上が、前回政策対話の振り返りとなります。

○北野座長 ありがとうございます。

このまとめは、前回5回にこういう議論が行われたということで、今日の主な目的は、SAICMの取組状況と今後の進め方ですので、今日、この内容について議論する予定はないのですが、前回ご参加の委員の皆様方で、大分自分のイメージと違うというところがありましたら、簡単に言っていただきたいと思いますが、それを踏まえて、次回の進め方の検討に資したいと思っておりますが、大体こういう議論だったと思いますが、いかがでしょうか。何か特別につけ加えておきたいとか、この辺がちょっと違うというようなご意見がもしありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ではこのまとめと、あと村山先生のご指摘を踏まえながら、次回以降、どう進めていくかというものの進め方の参考にいたします。

5. 3 SAICMへの取組状況及び今後の進め方について

(1) 取組状況の概要報告

それでは、まず今日、一番大きなテーマであります二つ目の議題です。SAICMへの取組状況及び今後の進め方についてということです。

それでは、まずSAICM国内実施計画の点検の進め方とスケジュール、結果の概要について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは資料2-1、資料2-2、あと参考資料として、参考資料5にSAICM国内実施計画をつけておりますので、そちらをご準備いただけますでしょうか。参考資料、束になっていて、またこれも開きづらいかと思うのですけれども、後ろのほうでございます。ページを振っておらず大変恐縮です。

よろしいでしょうか。それではまず資料2-1、2-2についてご説明いたします。

「資料 2-1 SAICM国内実施計画の点検の進め方について」でございます。

1. 背景と目的。資料 2-1 の 1. でございます。SAICM国内実施計画では、計画の点検と改定について以下のとおり規定しているとなっております。国内実施計画の第 4 章、国内実施計画の実施状況の点検と改定というところで、国内実施計画の実施状況については、2015年に開催予定のICCM4に先立って、関係省庁連絡会議において実施状況を点検し、結果を公表する。また、ICCMにおけるSAICMの見直しや新規の課題に係る議論、国内の関連する計画の改定、その他環境の状況や社会経済の変化等に対応し、必要に応じて、関係省庁連絡会議において本国内実施計画を改定する。国内実施計画の点検・改定に際しては、関係する各主体の意見を聴くとともにパブリックコメントを実施するとなっております。一番冒頭の段落でICCM4、来年にございますICCM4に先立って、実施状況を点検し、結果を公表するとなっております。

そこで、今回第 6 回までに各主体におかれる取組状況について、弊社のほうで、事務局のほうでヒアリングですとか、文献調査などを行いながら内容をまとめました。そちらの内容については、後ほど詳しくご報告いたします。

スケジュールについても、あわせてご説明いたします。資料 2-2 をごらんください。

大きく三つの列がございまして、SAICM関係省庁連絡会議が一番左側、真ん中に化学物質と環境に関する政策対話、そして右側にSAICM（国内動向）とございます。

まず2014年のところでございますが、まず関係省庁連絡会議において国、政府の取組内容について実施状況の報告と確認が行われております。それを踏まえまして、本日、12月1日第 6 回本政策対話におきまして、SAICM国内実施計画の実施状況についてご報告、ご議論をお願いしたいと考えております。

そして別途SAICMの国際動向としまして、12月15日から17日にかけて、公開作業部会第 2 回会合がございまして、こちらも並行してSAICMの取組などについて議論を行っていく。2015年、ちなみにこのOEWGでは、今回ご報告させていただく取組状況は、報告予定はございません。あくまでICCM4、来年 9 月にご報告予定となっております。

そして、来年の予定としましては、3月から4月にかけて関係省庁連絡会議を踏まえて第 7 回政策対話、OEWG 2 の報告をしつつ、関係省庁連絡会議のほうで点検報告書（案）の取りまとめに関するパブリックコメントを実施した上で、6月から7月にかけて第 1 4 回関係省庁連絡会議におきまして、点検報告書の取りまとめを行います。そしてそれを踏まえて、第 8 回化学物質と環境に関する政策対話でその内容を報告の上、確認の上、来年 9 月のICCM4に報告するというスケジュールとなっております。

また参考資料 5、SAICM国内実施計画につきましても、以前、第 1 回、第 2 回でご議論いただいてから、大分時間が経過しておりますので、そちらの内容につきましても簡単に事務局のほうで振り返りを行います。

参考資料 5、SAICM国内実施計画の 1 枚めくっていただきまして目次をごらんください。

大きく四つの章から成り立っております。まず「はじめに」のところで、これまでの経緯、手続などがまとめられております。あと構成などがまとめられておまして、第2章が我が国の状況、第3章、具体的な施策の展開、そして第4章が先ほど申し上げました点検と改定となっております。

本日は、時間の関係上、第3章の2. 具体的な取組事項（1）から（5）までの各取組と（6）今後検討すべき課題について、簡単に振り返りを行います。

まず18ページ目、具体的な取組事項をごらんください。

具体的な取組事項、大きく六つの柱から成っております。まず具体的な取組事項の柱書きでございますが、WSSD2020年目標の達成に向けて、予防的取組方法に留意しつつ、国民の健康や環境を守るという視点に立って、また労働者の健康、脆弱な集団の健康や、影響を受けやすい環境に対する悪影響を防止するとのSAICMの考え方を踏まえ、製造・使用から廃棄に至る化学物質のライフサイクル全体を通じたリスクの低減を図る。その際には、さまざまな対策手法を組み合わせるとともに、関係府省の連携・協力と情報共有を一層強化・推進し、包括的な化学物質対策の確立と推進を図ることで、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会の実現を目指しております。そのための取組としまして、まず（1）科学的なリスク評価の推進がございます。詳しい内容はここでは省略しますが、そして二つ目がライフサイクル全体のリスクの削減としまして、リスク評価の結果に基づくリスクの低減措置を一層推進しつつ、ライフサイクル全体のリスクを削減するというものでございます。

そして22ページ目にまいりまして、今度は未解明の問題への対応でございます。予防的取組方法の考え方に立って、特に取組が必要な以下の問題を初めとする未解明の問題に的確に対応するというので、子どもの健康に与える影響、内分泌かく乱作用など、あと複数の化学物質の問題など、あと、ナノ材料などといったような問題についての対応について書かれております。

そして（4）安全・安心の一層の推進ということで、化学物質に係る安全を確保し、国民の安心へとつなげていくための基盤として、各種のモニタリング等を引き続き実施する。また、国民、労働者、事業者、行政等の関係者が化学物質のリスクに係る理解を共有し、それぞれの役割を果たしながら信頼関係を高めていくため、リスクコミュニケーションを一層推進するといったような内容が書かれております。あと、製品中の化学物質についてもこちらでフォローがされております。

24ページ目にまいりまして、（5）国際協力・国際協調の推進ということで、SAICMに沿って、国内では関係府省が連携しつつ、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組むとともに、国際的なSAICMの実施にも貢献するということが、具体的な取組が幾つか挙げられております。

そして最後、（6）今後検討すべき課題としまして、SAICMの「新規の課題」と指摘されている製品中の化学物質、ナノ材料、e-waste、あと塗料中の鉛など、そういった問題について

でも、さらなる取組を検討する。

また、室内空気汚染対策、あとバイオサイド、このようなさまざまな課題について、緊急性・社会的必要性を考慮しながら、さまざまな主体が参加し、意見交換等を行う場である政策対話で議論を踏まえ、優先度をつけながら検討し、実施可能なものから速やかに実施に移していくというような形でまとめられております。

以上が、SAICM国内実施計画の点検の進め方、スケジュール及び国内実施計画の簡単な振り返りについてご説明いたしました。

○北野座長 ありがとうございます。

資料2-1、2-2に基づきまして、国内実施計画の点検の進め方、またそのスケジュール、ご説明いただきました。また、国内実施計画は2年前にこの政策対話でご議論いただいて、まとめたものですので、2年前のことですので、ちょっとレビューしていただきました。特に今後の検討すべき事項って25ページだと思いますが、その辺が今後の議論になるかと思いますが、とりあえずもし今、スケジュール等について説明ありました中で質問がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(2) 各主体からの取組状況の報告

① 政府の取組

実はこの後、5人の方からそれぞれ各セクターでの取組状況について説明いただきますので、そちらのほうの時間をとりたいと思いますので、では次の議題に移らせていただきます。

まず環境省の森下氏から、政府の取組についてご発表いただきます。お願いします。

○森下課長 それでは資料3-1をごらんください。「SAICM国内実施計画の進捗状況について(素案)」というタイトルの資料です。

こちら、SAICMの関係省庁連絡会議で作成したものでございまして、計画に沿って現状、こういった取組が進められているのか、どういう状況にあるのかということ、非常に多くの活動がされておりますが、それを一つの資料にまとめたというものでございます。政府にとっても初めての作業ということになっております。

おめくりいただきまして、早速中身に入りたいと思いますが、3ページをごらんください。先ほど国内実施計画振り返りの中で、具体的な取組事項として六つの分類分けがされておりましたが、この資料はその六つの分類分けに沿いまして、現状、それから具体的な政府の取組状況について、資料に情報を盛り込むという構成になっております。

1点目が4ページになりますが、科学的なリスク評価の推進ということでございます。

こちらについては、(2)のa)とb)に書いてある二つの視点で取組状況をレビューするというようにしております。a)はリスク評価の推進、目標値等の設定、b)がリスク評価の効率化などに向けた新たな手法の開発・活用、このくくりで、以下、資料、こんなことが書いてあるということ、本当に駆け足になりますが、説明いたします。

まずリスク評価の推進、目標値等の設定ですが、現状のところを見ていただきますと、化学物質審査規制法での取組状況、それから農薬取締法に基づく評価の状況、そういったことをこの中で記載しております、おめくりいただきますと、例えば5ページに図表で化学物質審査規制法におけるスクリーニング評価における有害性クラスの審議物質の実績ですとか、あるいは、さらにおめくりいただきますと7ページになりますが、ばく露クラスのスクリーニング評価結果、そういった結果についての報告、それから7ページから8ページにかけまして、農薬取締法に基づいていろいろ行われております農薬登録保留基準等、そういったことについて進捗をまとめております。

さらに9ページのほうに移らせていただきますと、こちらでは環境リスク初期評価の状況を書き込ませていただいているということになっております。このベースになっております各省庁の取組をまとめましたのが10ページ以降になりまして、取組状況というところにぶら下がっております。

まずリスク評価の推進というところで、化学物質審査規制法に基づく優先化学物質の指定・リスク評価の状況、おめくりいただきますと11ページに農薬に係るリスク評価の推進、12ページに化学物質の環境リスク初期評価、13ページには職場における化学物質のリスク評価の状況が書かれています。

13ページ以降は、今度は有害性評価の推進ということになりまして、こちらは化学物質審査規制法における各種毒性試験等の実施の状況、それからJapanチャレンジプログラム、官民連携の取組の状況が書かれています。

その後、ばく露評価の推進になりまして、リスク評価、有害性評価、ばく露評価、それぞれこの順で取組を書かせていただいております、ばく露評価のところでは、化学物質環境実態調査、それからおめくりいただきますと、化学物質の人へのばく露量、ばく露量のモニタリング調査の状況、それから15ページ、下のところになりますが、化学物質排出把握管理促進法におけるPRTRの排出量、移動量の把握・公表の状況、16ページになりますと、大気環境の常時監視の状況について、状況をまとめております。

17ページに入りますが、こちらは水環境の常時監視、それから地下水質の常時監視、それから18ページになりますけれども、室内空気汚染に関する取組ということで、厚生労働省さんがやられている取組について書かせていただいております、これ、SAICMの国内実施計画の中で課題として一番最後に取りまとめられている部分の対応として、ここに記載しております。

18ページの下のところは、目標値等の設定に関する取組でございまして、大気汚染に関する環境基準等の改定等々、19ページになりますと水質環境基準の話、あるいは土壌環境基準等の話、これが盛り込まれております。

b) になります。20ページ、リスク評価の効率化等に向けた新たな手法の開発・活用というところがございます、リスク評価の手法につきましてOECD等の枠組みでいろいろな取組

がされております。構造活性相関（QSAR）・トキシコゲノミクス、新たな手法等について、さらに農薬の化学影響等をよりの確に評価するための新たなリスク評価手法の開発などが進められているということでございます。

具体的な取組状況については、リスク評価の効率化等の取組というくくりの中でQSAR、トキシコゲノミクス等の開発・活用について書かせていただいております。

続きまして21ページになりまして、下のところになりますけれども、化学物質審査規制法の枠組における、ライフサイクルの全段階を考慮したスクリーニング・リスク評価手法の検討状況、それから22ページになりますが農薬に係るリスク評価等の推進、評価手法高度化等の検討、23ページになりますが、内分泌かく乱作用に関する試験法の検討、開発等が書かれてございます。

その他の取組としまして、化学物質の安全管理に関する公開シンポジウムの開催というようにすることも書かれております。

続きまして重点検討項目②に移ります。24ページになります。こちらライフサイクル全体のリスクの削減ということでございまして、この重点検討項目については四つの視点、a) b) c) d) で書かれておりますが、化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施、事業者の取組の促進という観点、それからb) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策、c) 過去に製造された負の遺産への対応、それからd) 事故への対応ということでございます。

a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施、事業者の取組の促進等につきましては、現状で化学物質審査規制法、農薬取締法の状況について書かせていただいております。25ページ、26ページ以降は、例えば優先評価化学物質の状況ですとか、農薬の出荷量の推移というようなことをグラフで示しております。27ページは新規化学物質の届け出件数、あるいは少量新規が、非常に数がふえてきているといったような情報を盛り込ませていただいております。

28ページも第一種、第二種特定化学物質の状況を書かせていただいております。29ページに移らせていただきまして、こちら取組状況ということで、化学物質審査規制法における規制の実施の状況、それから農薬取締法における規制等の実施の状況を書かせていただいております。さらに30ページには、代替フロン等3ガスの総合的排出抑制対策について、31ページになりますと、こちら今度は労働安全衛生法における取組について記載がなされております。さらに家庭用品規制法における取組、それから室内空気汚染に関する取組ですが、これは再掲の内容になりますので、再掲のところはこれから省略いたします。

32ページは毒劇法における規制の実施、それから国等におけるグリーン調達の推進についても書かせていただいております。

33ページに入りますとb) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施ということでございまして、こちらPRTR制度で得られた情報などについて、項目を盛り込

ませてもらっております。

34ページはベンゼン等による大気の汚染に関する環境基準の超過状況、あるいは公共用水域での健康項目の状況について書かせていただいております。35ページ以降に入りますと、こちらは排出・廃棄・リサイクルにおける対策として、どんな取組が行われているかということですが、大気汚染防止法に基づく規制、あるいは水質汚濁防止法に基づく規制の状況について紹介をしています。

36ページはダイオキシン類対策特別措置法、さらには廃棄物処理法で関係する有害物質を含む廃棄物の適正処理について記載があります。37ページに入りますと、こちらは条約対応ということでございまして、ストックホルム条約、いわゆるPOPs条約の対象物質含有製品の適正な取り扱いについて書かれております。38ページはその処理、それからバーゼル条約に基づく特定有害廃棄物等の輸出入の管理、さらには各種リサイクル法での製品製造段階からの環境配慮設計等々の記載を盛り込ませていただいております。

40ページに入ります。c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応ということで、例えばPCBが代表的なものでございますが、その状況について書かせていただいております。41ページに入りますと、その処理の実績が書かれております。さらにその下には汚染された農用地の土壌への対応として、農用地土壌汚染対策計画に基づく取組についての記載がございます。42ページに入りますと、各省庁での取組状況が書いてございまして、土壌汚染対策法における取組。43ページに入りますとPCB特別措置法における取組、農用地土壌汚染防止法における取組。それから44ページになりますと埋設農薬の処理の進行についての記述を書かせていただいております。

45ページに入りますと、こちらは事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置ということでございまして、取組状況のところを見ていただきますと、大気汚染防止法に基づく措置、水質汚濁防止法に基づく措置等々が記載されております。46ページは水環境の危機管理・リスク管理の推進事業、あるいは油等の汚染対策の国内対応事業ということが書かれております。

重点検討項目③に入らせていただきます。48ページになります。未解明の問題への対応といたしまして、こちらについては、予防的取組方法を配慮しつつ、しっかりとリスク評価をやっていくということで記載がございます。具体的には内分泌かく乱作用やナノ材料が持つリスク評価の、ナノ材料物質に対する取組、あるいはエコチル調査、そういったものが記載されております。

49ページに入らせていただきます。取組状況が出てございまして、疫学研究の実施として、子どもの健康と環境に関する全国調査の状況、それから評価技術・手法の検討として50ページになりますが、内分泌かく乱作用のリスク評価の手法の検討、それから51ページになりますと、今度は化学物質の複合影響の検討について書かれております。

さらに52ページはナノ材料リスク評価手法の検討として、有害性評価あるいはリスク評価

等々の取組状況について記載がございます。このあたりもSAICM国内実施計画の今後の課題について取り上げられている部分だというふうに理解しております。

それから53ページに入らせていただきますと、環境中の微量な化学物質による影響の評価、さらには殺虫剤等に関する使用実態等調査についても記載をしております。こちらも同様にSAICM国内実施計画で今後の課題として書かれている部分への対応ということでございます。

55ページに入りますと、重点検討項目④安全・安心の一層の推進ということで、こちらも三つの評価軸、安全・安心の基盤としての各種のモニタリング、それからリスクコミュニケーションの推進、それから製品中の化学物質に関する取組の実施ということで記載がされておまして、環境中での化学物質の存在状況の調査について55ページから56ページにかけて記載がございます。それから57ページは、PRTRで届け出外排出量として推計されたものについて記載がされております。

取組状況のところを見ていただくと、再掲の部分は省略いたしますが、ばく露状況に関するデータ整備等の取組というところで、PRTR届け出データの精度向上支援の取組が書かれております。

次のページ、59ページになりますと、PRTRの届け出外排出量の推計方法の精度の改善についての取組、さらにはb) リスクコミュニケーションの一層の推進といたしまして、さまざまな取組、例えば世論調査あるいは関係省庁の取組状況というのが60ページから書かれておまして、リスクコミュニケーションに係る情報整備として、例えばホームページでの情報の提供ですとか、61ページになりますけれども市民ガイドブックといったような情報発信手段の取組、そういった等々のいろいろな工夫をしているということが書かれてございます。

それから62ページになりますと消費者への情報開示を含む、製品に含まれる化学物質の含有情報の伝達に関する取組として、いわゆるGHSラベル・SDS等の活用促進の記載がございます。

それから事故情報の公表として、データバンクシステムに掲載された事故情報の件数等々、それから家庭用品規制法における取組の状況について記載がございます。63ページに入りますと、この政策対話の開催についての記載を盛り込ませていただいております。

それからc) になります。製品中の化学物質に関する取組の実施といたしまして、サプライチェーン全体でということで、労働者保護、消費者保護、環境保護の観点を含めた統一的なGHS表示や成型品を含めた情報提供の進め方の検討が進められているということで、65ページ、66ページに入らせていただきますと、サプライチェーンにおける統一的な情報の伝達・提供等のあり方についての記述、それから化学物質に関する家庭用品の監視・指導等として、家庭用品規制法における取組の状況について書かせていただいております。さらに、関係省庁の取組を書かせていただいております。

68ページに入ります。重点検討項目⑤です。国際協力・国際協調の推進ということでございまして各種条約、あるいはOECD、さまざまな枠組みでの協力を掲げております。a) は国

際条約の遵守と条約に基づく国際的な活動への貢献ということでバーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約、さらには水銀に関する水俣条約についての状況が書かれています。

69ページに入りますが、こちらにもストックホルム条約、POPsに基づく国内実施計画の推進の状況、それから監視の状況。70ページになりますと、バーゼル、ロッテルダム、ストックホルム条約の連携強化に係る活動の推進、それから水俣条約に関する取組について記載がございます。

72ページに入りますと、評価手法の開発・国際調和、データの共有等の促進ということで、OECDを中心に各種のさまざまな取組が進められております。73ページに入らせていただきまして、具体的にはリスク評価手法の開発、テストガイドライン、OECD-GLP原則との調和、74ページに入りますと、エコチル調査に関する諸外国との連携といったことが書かれております。

c) SAICMに関する我が国からの情報発信、国際共同作業、技術支援等の促進ということで、アジア地域での政策ダイアログ等の実施、あるいはODAを通じた取組、さらには東アジアでのPOPsモニタリングのプロジェクトについて記述をしています。さらに77ページは水銀に関する水俣条約での早期発効の推進に関する情報が盛り込まれております。

最後になります、79ページから80ページにかけまして、取組状況の総括と今後の課題として、先ほどまでご紹介した六つの項目に沿って、今後の課題ということを取りまとめていると、こういう素案ということでございまして、ご紹介いたしました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○北野座長 ありがとうございます。

膨大な資料なのですが、今、最後に森下さんがおっしゃったように、今後への取組、課題、その辺が5人の方のプレゼンが終わった後の総合的な議論になるかと思うのです。今、説明いただいた資料について、ぜひ質問しておきたいということがあれば、お伺いしたいと思いますがいかがですか。ずっと現状について説明いただきましたので、よろしいですか。有田さんどうぞ。

○有田氏 すみません。資料のつくり方だけなのですが、重点検討項目のところで、太字で書いてある、つまり55ページは現状と取組状況 a) b) c) 太字で書いて、その後の国際協力・国際協調の推進のところは書いていないので、何か意味があるのでしょうか。55と68ページの重点検討項目の書きぶりの違いは何も意味がないですか。

○森下課長 特段意識しているわけではなくて、そこは、どうもボールドではないほうが正しいということのようでございます。すみません。

○北野座長 よろしいでしょうか。この資料の3ページの①の化学的、これは「化学」ではなくてサイエンスの「科学」のほうで、間違っていますけれども、それは結構です、わかりますので。①が「科学」のほうですね。

よろしいですか。

② ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の取組

では次のダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の取組について、中下さんからお願いできますか。

○中下氏 ありがとうございます。

SAICM国内実施計画に関わるNGOの取組として、私どものダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の取組を紹介したいと思います。

お願いします。

まず自己紹介ですが、このように98年9月に設立されまして、2009年10月にNPO法人化しました。目的は物言えぬ野生生物と未来の子どもたちに成りかわって、具体的な政策を提言し、ダイオキシン・環境ホルモン汚染の危機を回避するという目的で設立されました。もう活動して18年ぐらいになっております。なかなかこの目的のところが実現されないので、相変わらず活動を続けております。

次、お願いします。

今までの活動ですけれども、この辺はもうざっと飛ばしていただいて、こういった政策提言をやってきました。

次、お願いします。

さらに国民会議ブックレットというのも刊行しておりまして、これについては配付資料の中にも詳しく書かれておりますので、省略いたします。

次、お願いします。

かなり重点的にやってきておりますのは、国際セミナーや講演会の開催です。やはりこの問題というのは、国際的な状況と連携しながら進めていかなければいけない共通の課題ではないかと思っておりますので、さまざまところで先駆的取組をされておられる方をお招きして、ずっと講演会あるいは国際セミナーというのを開催しております。

次、お願いします。

最近、ネオニコチノイド系農薬の、これも生態系への影響というのもございますが、ミツバチの大量死だとか、そういうところはあるのですけれども、一方で、子どもの発達に影響するというようなご指摘もございますので、私どもとしては結構この点についても非常に重点を置いて取り組んできております。

そして農薬のそのネオニコチノイドというのは、数ある農薬のたった一つにすぎないわけですけれども、多かれ少なかれ農薬というのは、生き物を殺すという意味で、中枢神経系に影響を与えるような形での作用を中心としてつくられているものというのが、少なからずございます。

そういったものについては、昆虫の中枢で人は末梢だと言いながらも、人についてもどうも

それは影響を与えるのではないかというようなご指摘がありますので、私どもとしては、なるべくこの農薬をできるだけ減らしていく。脱農薬依存社会というのを目指していくべきではないかというようなことで、そういった提言や国際セミナーも開催しております。

次、お願いします。

昨年からは、後で、本日の内容の中心課題なのですけれども、2020年目標を達成するためにどのような化学物質管理が必要なのかというようなことをテーマとして取り組んできておまして、そのための国際市民セミナーというのをカナダのサイモンフレイザー大学からブルース・ランパールさん、化学物質が子どもの発達に影響を与えるというようなテーマで、そういった化学物質について研究しておられる先生です。

それからもう一人Chem Secという、これはNGOですけれども、こちらからEUにおける今の化学物質管理の最新動向というようなことでお話を承りました。

そこで、実は内分泌かく乱化学物質の規制が、EUで大変大きな問題になっているということをお伺いしましたので、今年の去る11月15-16日に行われた国際市民セミナーでは、アンドレア・コルテンキャンプ先生という、この内分泌かく乱化学物質のEUの規制に当たって報告書を出されたという、中心人物でございますけれども、この先生をお招きして、さらにやはり化学物質の子どもの発達への影響についてのご研究をしておられるブルース・ブルームバーグさん、それから日本ではドーハッド仮説ということで、もう仮説でもないのですけれども、赤ちゃんの胎内環境がその後の成人病、肥満とか糖尿病、そういった成人病の起源になるというようなことで、注目されている説がございますが、そのような観点からの取組を行っておられる福岡先生にお話を伺いました。

次、お願いいたします。

これが自己紹介ですけれども、本日の私どもの取組の内容としては、二つの重点取組をご報告したいと思います。一つは「化学物質政策基本法」というものの立法提言活動、これは私どものNGOだけではなく、ケミネットというネットワーク組織をつくりまして、立法運動に取り組んでまいりましたので、このことのご報告、それから二つ目は、2020年目標を実現するための化学物質管理に関しての国際市民セミナーの開催と政策提言活動ということで、こういうテーマで、実は地球環境基金から3カ年の助成をいただいております。本年度までは2年度目なのですが、これまでの2年間の活動について、ご報告したいと思います。

では次、お願いいたします。

まず化学物質政策基本法です。これはSAICMの精神といいますか、趣旨が化学物質の総合的な管理ということについて、SAICMというのは、やはり中心的に重点課題として基本理念として考えられているのではないかと私ども思っております、ところが残念ながら日本の化学物質管理というのは、そういう総合的、一元的な機関によって管理されているわけではなく、各省庁がそれぞれ縦割りの法制度のもとで管理をしているという状況です。

そういう状況って、もちろん各省庁がある程度分担・管理していくということは、とても必

要なことだというふうに思っておりますけれども、ただ、その場合にはどうしても総合的視点に欠けるところがありますので、なかなか省庁のすき間のところに管理が行き届かない面が出てくるのではないかと。

これは前のSAICM国内実施計画をつくる时候にも私は発言をし、殺虫剤問題ということはこの間申し上げたとおりなのですけれども、殺虫剤の中でも、とりわけシロアリ駆除剤というのは殺虫剤とは言わないのでしょうけれども、人の健康に影響を与える害虫ではないので、単なる不快害虫にすぎないので、規制がかかっていないというような問題があつて、それはかなり、今はネオニコチノイド系農薬が主流になっています、有機リンを使えなくなっているのです。そうするとかなり危険な成分が使われているにもかかわらず、十分な規制がなされていないという問題が出てまいります。

そういったようなことから、もう少し一元的な政策立案ができる、せめて政策立案ができるような部門をつくっていく必要があるのではないかとということで、化学物質政策基本法というのを、我々のNGOで法案の骨子をつくりまして、それに基づいて、立法運動を行ってまいりました。

2008年6月7日に設立されまして、一応、この委員を務めておられる中地さんと私とで、共同代表を務めております。参加団体って、これはもう最初のときだけなので、どんどん参加団体はふえておりますけれども、こういった団体から発足したということでもあります。

次、お願いいたします。

それで活動としましては、こういったパンフレットをつくりまして、化学物質政策基本法をみんなの手で実現しましょうということで、基本法案の内容や、なぜこういった基本法案が必要なのかといったようなことを簡単にわかりやすく、ああいった漫画のようなものを使ってお配りしていました。

次、お願いします。

それで、これに基づきまして一応こういうパンフレットを配ってご説明をしながら、広く署名活動を行いました。なかなかこういったものは地味、化学物質のことなんて言うと地味なものですから、大勢の方の署名は難しいのかなと私たちも思っていて、当初目標は3万筆ということで、請願署名ですけれども、請願署名と団体署名と両方やりましたけれども、ということで、目標3万筆に置いておりましたけれども、結果的にはたくさんの方々も署名してございまして、約6万筆集まりました。それぞれこのように書かれている日に参議院議長宛て、衆議院議長宛て提出しております。

次、お願いいたします。

その過程の中で、シンポジウムを開き、それから当時はまだ民主党は、政権は2009年だからその前ですけれども、民主党の中で、この問題は重要な問題だというふうに認識していただき、この化学物質対策PTというのが結成されました。そのPTに呼ばれて話をしたり、院内集会もずっと開催してきまして、さらに2011年、これは民主党が政権をとった後に、

化学物質政策P Tというのが再度設置されまして、立法化に取り組むことが決まったということで、私どもの働きかけがそれなりに功を奏したのではないかというふうに考えているところでもあります。

次、お願いします。

基本法なのですけれども、これは私たちの活動もあって、国会の中でも、化審法改正時に参議院の附帯決議ということの中に、化学物質に関しての総合的・統一的な法制度及び行政組織のあり方等についての検討を早急に進めることといったような附帯決議がなされております。

これを受けて民主党の政策集INDEXにも、化学物質政策基本法の制定を目指しますといったような形で書き込まれ、そして先ほど申し上げたP Tができたのですけれども、残念ながら民主党政権がその後、崩壊してしましまして、結局立法化できないままに現在に至っております。残念でしたけれども、その中で先ほど言った附帯決議が設けられたり、ある意味でこの政策対話もこういった我々の動きの中で生まれてきたものでないかというふうに思っておりますし、前回のSAICM国内実施計画のこういった議論も、ステークホルダー会議的な役割をここは果たしながら、化学物質管理が進められてきているというのは、まだまだ総合的な化学物質管理に至ってはいないけれども、その一歩前進というふうに評価しておりますので、私どもは今後もこの動きは、決してあきらめることなく、折に触れて推進していきたいというふうに思っております。

次、お願いいたします。

二つ目の2020年目標を実現するための化学物質管理に関する国際市民セミナーの開催と政策提言活動です。

まずこの前提としまして、省庁ヒアリングを行いました。今日、かなり具体的なご報告をいただいたのですけれども、この具体的な報告に至る前に、私どもが考えている課題についての省庁ヒアリングを行いました。

2013年8月30日は、これはご承知のとおり、9月に水銀条約が締結されましたので、その前に水銀条約締結交渉のこれまでの経過や、それから今後の課題といったようなことについてシンポジウムを開いたのですけれども、その中で環境省から詳しくご報告をいただきました。

それから2013年10月17日には、この2020年目標の進捗状況ということで、特に化審法のリスク評価がどこまで進んでいるのかということについて、経産省、環境省、厚労省の各担当者をお招きして、これ、いずれも院内集会で、参議院議員会館で行いましたので、関心のある国会議員、あるいはその秘書さんたちに参加していただきました。このときにヒアリングを行いまして、大体の進捗状況というのは、その当時のものでもすけれども、把握いたしました。

それから2014年2月13日に、SAICM国内実施計画の進捗状況についてお伺いしたいということで、ここの課題に書かれている各省庁、経産省、環境省、厚労省、農水省、文科省、文科省も実はシックスクール問題でお呼びしました。国交省、それから消費者庁、国交省もシックハウスの問題は、片一方で国交省の所管でもあるのではないかと私どもは思っておりますので、

お呼びしました。

ということで、各担当者に進捗状況を伺いましたけれども、そのときにはちょっとびっくりしたのだけれども、余り進捗していないのではないかなというふうな、リスク評価のようなことは着々と進んでいますけれども、私たちが指摘しておりました縦割り省庁のすき間問題といった問題、とりわけ殺虫剤の問題とか、あるいはシックハウスの問題とかいうことについても、検討会はやっていますと、シックハウスなんかでもおっしゃるのですけれども、なかなかアウトプットが出てこないというような状況で、その中でも私は弁護士をしているので、シックハウスの被害者の方の相談みたいなのは、その中でも受け続けておりますので、現状の中で問題がないわけではないのに、なかなかゆっくりした進み方だなというふうに懸念を抱きました。また、殺虫剤に至っては、どの省庁も自分のところがやるものだという認識は全くなく、「この点についてはSAICM国内実施計画の今後の課題で書いてもらったのですが」と言いましたけれども、みんなぼかんとしているというふうな状況で、ちょっと危惧されました。これが本当に進んでいくのだろうかというふうな状況でございました。

次、お願いします。

そして、これは先ほど申し上げた国際市民セミナーを開催いたしました。これは割愛いたします。

次、お願いいたします。

それからもう一つの重点取組として、やはり2020年目標といっても何のことか皆さんわかりませんので、まず化学物質の2020年目標って何なのかということを知ってもらうことが大事だというふうに思いまして、このような「子どもたちの未来を守るために」というようなパンフレットをつくりました。

内容はここに書いてあるとおりで、「化学物質の2020年目標って何？」を実現するために「日本にはどんな課題があるの？」それからSAICM国内実施計画というのがそのために定められているのですよと、SAICMのもちろん紹介をし、国内実施計画の紹介もしているのですけれども、それは進んでいるのでしょうかというようなことで、私どもが行ったヒアリングの状況についても、少し言及をしております。最後に「私たちの提言」という形で取りまとめをしております。

次、お願いします。

これが「私たちの提言」の中身です。まず先ほど申し上げた総合的管理というのはやはりつくった上で、そして個別の省庁がリスク管理に頑張ってくださいというふうなのが、やはり理想的なあり方ではないかと思っておりますので、その総合的管理の仕組みというのをぜひつくりたい。先ほど申し上げたすき間の部分があれば、それに対して迅速な手当ができるような、そういう仕組みというのをつくっていく必要があるのではないかと。

それから予防原則も先ほど予防原則に基づく取組ということでご紹介がありましたけれども、着々と進めておられるのだなというのはわかるのですけれども、なかなか、私たちからすると

アウトプットが出てくるのが、規制という形で出てくるのが日本はややおくれているのではないかと、EUと比べますと思わざるを得ないので、そういったことについての司令塔になるような機関も必要なのではないかということで考えております。

これについては、先ほどご紹介しました化学物質政策基本法に関する立法提言を行っておりますので、ご参照いただければと思います。

それから2番目のリスク削減、これについても予防原則・代替原則、先ほど予防的取組方法というものについては、国も認めているところなのですが、それが認めているとはいいつつも、法律の中では明文化されておられませんので、例えば環境基本法の中にちゃんときちっと入れていくとか、こういったことも必要なことではないかというふうに思っております。

それから2番目に胎児・子どもなど化学物質の影響を受けやすい人々への配慮ということで、これもそういうことをやることについて、SAICMの中にも書かれているし、国でも異論のないところだと思いますが、具体的にどういうふうにやるのかというところについては、まだまだ具体案が示されていないのではないかなと思っております、私どもはずっと前から子ども環境保健法といまして、環境中の化学物質から子どもの健康を守るというのに特化した、こういった法制度も必要ではないかということを申し上げておりますが、その立法提言も出しておりますので、またご参照いただけたらと思います。

それから3番目に、農薬の使用制限と農薬に依存しない農業の一層の推進ということがやはり必要で、農薬については一つ一つのリスク評価とリスク管理ではやはり不十分で、先ほど複合影響評価についても研究は進めていますというご報告がございましたけれども、なかなかこれが規制に至らない、至らない中で子どもたちは複数の農薬をいっぱい浴びていて、アメリカの小児科学会では、子どもたちの農薬を制限する必要がある、環境中の農薬のばく露を低減する必要があるということを、学会として声明を出しておられるというような状況でありますので、農薬の総合的、総合的というか総体として農薬を減らしていくという個別規制は当然やっただけ必要がありますが、それだけではなく、総量としての農薬を減らしていく。農薬に依存しない農業というのを一層推進していくということが必要ではないかと。これについても提言は私ども出しておりますので、これもご参照いただければと思います。

それから表示の統一化であります。先ほどGHSのお話がございましたけれども、これについては消費者製品にはまだ適用されておられませんし、それからMSDSのようなものも消費者への交付は義務づけられておりませんので、こういったものもきちっとやっていただくことと、その表示についても縦割りの省庁ごとの表示なので、これについて統一化していただきたいというようなことを考えております。

次、お願いいたします。

先ほど申し上げたように、今後の活動なのですけれども、2013年度から3カ年で計画をしておりますので、今年度は2年目で、今年度末には環境ホルモンに関するパンフレットというのをまた刊行していきたい。そして、たくさんの方々に、とりわけ内分泌かく乱作用というの

は、低用量で起こり、さらにばく露の時期によって、時期が違えば、同じようにばく露しても影響はあらわれないのに、その時期が特定された時期に当たってしまうと、結構、不可逆的な影響を及ぼしてしまうという種類の性質の化学物質の毒性でありまして、そういう毒性は今までの化学物質の毒性管理、リスク管理からは落ちこぼれてしまう。新たな枠組みが必要だというふうに私ども思っております、そのことをぜひ多くの国民の皆さんにも知っていただく必要があるので、パンフレットを刊行していきたいというふうに思っています。

来年度は、これはまだ助成をいただけていないので、仮定の話なのですが、アジアの化学物質管理制度についてのご紹介をする国際市民セミナーの開催やアジアの方々との連携を考えていきたいというふうに思っております。

次、お願いします。

環境ホルモンの規制のあり方をめぐって、先ほど申し上げたように、今までの毒性の管理という形では管理し切れない、新たなタイプの問題だろうというふうに思っておりますので、これについては、みんな主要先進国も含めて、まだ実現に至っていないEUが実現の第一歩を踏み込みましたけれども、まだ実現されていない、規制申告は共通した課題でありますし、もちろん先進国はそうだとすることは、アジアの国々でも、あるいは発展途上国でも同じ課題になってくる。これについて、やはり日本が率先して範を垂れるような気持ちで、新たな人類的課題であるこの問題への対処のあり方を、ぜひ日本から発信してもらいたいというふうに私どもは願っているところでありますけれども、そのためには、政策対話はもちろんですが、さまざまな各ステークホルダーの方々との意見交換を行いたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

次、お願いします。

よろしくご協力のほどお願いいたします。

お願いします。

ご清聴どうもありがとうございました。

○北野座長 どうもありがとうございました。

全体的な議論につきましては、5人の方のプレゼンが終わった後に行いたいと思うのですが、特に今、中下さんの発表いただいた内容について質問がありましたら、議論は別にして質問がありましたらお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

③ 一般社団法人日本化学工業協会の取組

それでは、無いようですので、次に日本化学工業協会の庄野さんから、化学品管理の取組について発表いただきます。ではお願いします。

○庄野氏 日本化学工業協会の庄野でございます。よろしくお願い申し上げます。

今日、当協会の取組ということでございますが、今日の主体は、あくまでもSAICMを念頭に考えた我々の取組について、ご紹介を申し上げたいと思っております。

次、お願いします。

まずこのスライドでございますが、先ほどからご議論いただいている SAICM の達成のための我々の科学産業としての立ち位置をご紹介します。

皆さんご承知のように、この話は 1992 年のリオ宣言に始まった話でございますが、2002 年にいわゆる WSSD で、これは非常に重要なことなのですが、化学品による悪影響を 2020 年までに最小化するという基本的なポリシーのもとで、これを具体的に戦略化しているのがこの SAICM だろうと、我々は捉えています。

実は、この SAICM のフォローアップのためには、2020 年までに 5 回のいわゆる管理会議が開かれ、それでいわゆるフォローアップがなされていくわけですが、この第 1 回の ICCM1 のときに、我々、国際化学工業会協議会というのがございまして、これがレスポンシブル・ケア、これは後からご紹介しますが、これと GPS を推進することを明確にコミットいたしました。UNEP の皆さん、国連の皆さんがいる中で、正式に我々は宣言をしたわけであります。

その中身といいますのは、やはり化学物質がライフサイクル全体を通じて安全に使われるようにするということでもあります。それまでのいろいろな不幸な事故というのは、むしろイタリアのセベソとかインドのボパールの事故なんかもそうだったのですが、工場とか製造現場で事故が起っていました。ただリスクの最小化というのは、やはりライフサイクル全体でやらないと意味がないということがここで明確にされたわけでもあります。あくまでも化学物質の安全性は、化学的根拠に基づいてリスク評価で確認していくということ。それからもう一つ大事なことなのですが、データ及びリスク評価データというのは、極力公開しないと、結局何ら意味を有さないということでございます。

こういった中で、コンセプトの中で、各国は順次、化学品管理の規制法を整備されています。もちろん日本の化審法におかれましても、改正化審法の中でリスク評価あるいはリスク管理的な考え方をかなり導入されました。別途、化学産業界も自主活動で、先ほど言いましたこの GPS を進めています。これは Global Product Strategy といまして、これはサプライチェーンを含む社会全体に情報を出していこうという考え方であります。

それともう一つ同じように、産業界横断活動をやっています。化学業界だけの問題ではなくて、JAMP さんは電子・電機メーカーさんと化学メーカーの合同組織でございますが、こういうところと一緒にプロジェクトをやっているということでございます。

こういう一端について、以下ご紹介申し上げたいと思います。ここの法規制ですが、特に日本の場合は、こういった規制に対する遵守は当たり前の話なのですが、これに対して我々、自主的にどこまで我々としても積極的に協力できるかというところが一つのポイントであります。

次、お願いします。

まずレスポンシブル・ケアなのですが、これ、皆さんお聞きになったことがあると思います

が、これは抽象的な言葉なのですけれども、要するに化学物質を扱うそれぞれの企業が、開発からいわゆる廃棄・リサイクルの全てのライフサイクルで、自主的に環境と安全と健康を確保することと、それから重要なことなのですが、社会との対話、コミュニケーションを行うということとしています。

これは環境安全から物流安全まで、全ての項目について実は対応してきており、具体的にどういう活動をやっているのだという話なのですが、実は年間に8回程度、各工場、事業所を訪問して、その周りの市民の方、住民の方々と一緒に、この工場の安全性管理やリスクのことを議論します。今年も既に数回やっておりますけれども、来年も各地方に行きまして、事業所の皆さんと議論を行う予定です。

もちろんこういうことをやるということの基本的なポリシーというのが決まっています、これが憲章、「RC世界憲章」というものなのですが、これを現在、日本の化学会社は、全て社長名でこれをコミットして、これを実施しますという宣言をしています。現在、新たなコミットは、41社がやっています、世界中では100社がもうこれにサインをしています。これをやって実際の実績を積まないと、我々としては、ただ単にサインしただけの話になってしまうわけでありまして。

次、お願いします。

一つの例なのですが、これ、必ずしも法遵守に対応するような話でなくて、PRTR法というのは皆さんご承知のように、ある意味では報告に関する法律なのですけれども、ただ単に報告したらいいだけの話ではございません。実際にこのための設備の改善とかあるいは大気放出量、推計排出量自身を我々企業の努力で抑えていかなければいけないわけでありまして。

おかげさまで2000年にこのぐらいの4万6,000トンぐらいあったものが、今、大体1万2,000トンレベルに推移してまいりました。

先ほど森下さんからもご紹介ありましたけれども、実際数値として有害な化学物質の排出量は減っているはずなのです。ただ、我々としても、これを見ていただくと若干最近落ちが悪い。これは実は理由がございます、2010年には指定化学物質が若干ふえています。これは指定化学物質の排出量でございますが、これは日化協の会社レベルで、メンバー会社で考えているのですが、一遍ふえました。さらにまた減らしていつていますが、2012年、東日本大震災があつて、これで若干落ち込みました。その反動があつて、生産量が復活して2013年若干ふえたというところでありまして。ただこれ以上、さらに減らしていくことが我々、今、重要だと思っております、このためにどうするかということは今、日々考えている最中でありまして。

次、お願いします。

半面、我々としてはリスク自身も防止していかなければいけないということで、化学製品のリスク評価を自主的に行って、その情報を一般に公開していくということ、今推進しています。世界的にこのGPSを実施しているのですが、「安全性要約書」という形を踏まえて、顧客を含めた社会一般に公開をしています。

今、世界中では、約4,500件がここにアップロードされておりまして、これはここにおられる皆さんがアクセスできるような形になっています。内容は結構詳しい内容になっています。日本でもこれを常にふやしてまいりました。アップロードの件数は確かにふえているのですが、企業数がふえていないというのも頭が痛くて、これをいかにふやしていくかが今後の課題になっています。

そういった意味では、さらなるご理解をいただくパンフレットをつくって、今、対応中でありまして。現在、日本では350ですが、アジアではかなり400を超えたレベルまでできております。次、お願いします。

こういう情報を公開するとき、実は、意外とこの情報をつくるのが大変なのですが、安全性要約書あるいはSGSもそうなのですが、皆さん会社の担当者というのは、これだけでかなりの日常を費やしてしまうという極めてロードが高い仕事であります。これを何とかできないかということで、現在、我々日化協としてこういった安全性要約書の作成方法を支援する総合支援サイト、“JCIA BIGDr”を開発しました。これを会員向けに既に公開しております。これを使いますと、国内外の情報データベースは一元化で、ワンショットで見られますし、あるいはちょっと極端な話ですが、こういう要約書の自動作成ツールまでここに入っています。最近のITはたいしたもの、いろいろな情報を入れ込むと、リスクアセスメントまでして、情報要約書も書いてしまう、そこまでやらないとやはりいけないのかなということで、実際にこれで作られた情報がアップロードされています。

これは各企業だけでいいのかという話も、実は内部的にありまして、これを来年に一般公開していこうかと思っております。ちょうど労働安全衛生法の改正に伴って、いわゆる640物質のリスクアセスメントが要求されるのですが、こういうところでも使っていただくように、法規制とのタイアップが必要かなと思っております。

次、お願いします。

ただ、今申し上げましたように、会社自身がまだふえていないという、皆さんにこれは、我々隠さないというような原則でございますので、ふえていないという部分もあって、パンフレットを現在つくって、これは従来と違ったコンセプトで、パンフレットを作成して、間もなく配布しトップの方、企業トップの方にこれをわかっていただくようにということで進めようと思っております。BIGDrに関しては、今述べたとおりです。

それから最近、我々として頭を悩ませていますのは、混合物のリスク評価という問題で、これは世界的な問題なのですが、これもきちっと我々として一定のスキームをつくっていく必要があるかというふうに思っています。

次、お願いします。

それから業界横断型のプロジェクトでございますが、先ほど申し上げましたように、事件は必ずしも上流で起こっているわけではございません。申しわけございません。化学工業界、最近、事故が多くて申しわけないのですが、川中でも川下でも起こるわけでありまして。先ほどか

らちょっと出ている胆管がんの例なんかも典型的な川下・川中のレベルの大事故でございます、この人たちにリスクの情報をいかに伝えて、それを利用・有効な管理をしていただくかということがポイントでございます。まさに川上・川中・川下の全てのいわゆるステークホルダーの方に、こういった有用な情報をいかにうまく伝えるかというプロジェクトを、現在、推進中であります。

これは今日もいらっしゃいますが、電子・電機工業会、自動車工業会の皆さんとも別の切り口で仕事をやらせているという状況でございます。いろいろな意味でこれから先、ケミカル・イン・プロダクトという話題が出てくるわけでございまして、ここはぜひ我々としてしっかりやっていく必要があると思います。

次、お願いします。

これ、恐らく最後のほうになると思いますが、先ほどからいわゆる研究開発支援ということも、実はこの我々国際的な取組の中では、安全・安心につながる研究をぜひやっていく必要があるかと思っています。これは何も化学物質の安全性を単に評価する、あるいは反論するとかそういった類いのものではないので、我々2000年から実際にいろいろな仕事を、我々として対応しています。

極端に言えば、企業から集めたお金約1,000万円レベルを、各大学機関に我々として支援金として出し、研究をしてもらっているということでもあります。この仕事の中には、発達神経毒性や、あるいは生態影響、いろいろな絡みの仕事、内分泌かく乱にかかわるような仕事もしています。

次、お願いします。

これは、たまたま去年、今年とやっているテーマの大ざっぱな内容でございますが、最近我々として考えていかなければいけないと思っていますのは、小児だけではなくて高齢者、あるいは遺伝子疾患などある弱者の皆さんに対する評価というもの、我々は考えなければいけないということで、一部採択をいたしました。

さらにナノマテリアルとか、生物影響の研究、こういったこともやっていますが、全般的にやはり今、欧州では哺乳動物の試験を非常に嫌がっていますので、変な話ですけども、ハエとか、それからメダカの評価系というものも今、必死で対応していただいています。こういったところを全般的に対応しながら、SAICMへの達成ができればと思っています。

次、お願いします。

最後でございますけれども、来年の9月、10月にジュネーブでICCM4が出ますけれども、我々工業会としては、実際に数値、結果としてあらわしていかない限り、我々としての貢献が認められるとは思っていませんので、それをいかに具体的に我々として実践し、評価として、結果として出していくか。ここが我々の今、非常に重点的な取組の内容でございます。

以上でございます。

○北野座長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何か質問ありますでし

ようか。有田さん、どうぞ。

○有田氏 RCの活動の中で、対話を何年も続けられてきていると思うのですけれども、化学品のPLセンターがありますよね。メンバーの方たちに、このような今の動きなどは報告されているのでしょうか。

○庄野氏 これも正直なところ、今までそれが遅れていたと思います。実はPL相談センターの方々とは、フェーズが違うところがございます、今まで意識していたのですけれども、今、ご指摘のようにケミカル・イン・プロダクトの問題なんかも出ていますので、今後は彼らと十分な協議をしていきたいと思います。一部、ペーパーでは出ていますが、不十分なところがあったかもしれません。ありがとうございます。

○北野座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。よろしいですか。

④ 大阪府の取組

それでは次に大阪府の谷口さんから、大阪府における化学物質対策についてご発表をお願いします。

○谷口氏 大阪府の環境管理室の谷口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪府は、どうしても化学物質の関係と申しますと、いろいろな各種法令があって、実際に工場・事業場の現場があって、その間に大阪府がいるということですので、事業所の方々に対策をしっかり進めていただくというところで、いろいろなかかわりが生じてくる。今回このお時間をいただきましたので、2点ばかりそういう業務で重要だと思っているものをご報告したいと思います。

まず1点目、大阪府の化学物質管理制度ということで、これは国のPRTR法を核にした制度でございます。2番目、大規模災害時における化学物質によるリスクの低減対策ということで、これはSAICMには直接的には記載されていないわけですが、事故時の対応というのが当然、先ほども森下さんの説明の中にもありましたけれども、これが関西では南海トラフというようなことが心配されておりますので、そういった場合において、どういうふうこれから取り組んでいくのかということをお考えのものということでございます。

次、お願いします。

最初に化学物質の管理制度について、大阪府の制度についてご報告したいと思います。

基本的には右上にありますように、事業者による排出量の把握をすること、その情報をもって、事業者による化学物質の適正な管理をさらに進めていただく。この二つの事柄を行ったり来たりしながら改善をするということであると考えておりますけれども、大阪府におきましては、届出②というのが右側の真ん中にごございますけれども、PRTR法の届け出だけでなく、前年度の排出量・移動量、それに取扱量も含めたものを届け出いただくというふうに、条例をもって制度を一部変えております。この辺また後ろで説明したいと思います。

もう一つは、この管理のほうですけれども、ここももっと具体的に、そこをはっきりさせて

もらうということで、この届出③・④とかと書いておりますけれども、化学物質の管理の計画を届け出いただく。これを③としています。

④としましては、化学物質の管理の目標を設定していただいて、その達成状況も届け出いただくという制度として、これらを集計・公表していく。我々、大阪府のほうで集計・公表していく。こういうようなことに力を入れております。

次のスライドをお願いします。

先ほどPRTRの届け出にプラスして、と言いましたけれども、届け出対象となる物質ですけれども、条例上、第一種管理化学物質とっています。PRTR法では指定化学物質です。それに、大阪府独自のものとして23物質追加しています。例えば蟻酸、酢酸ブチル、シクロヘキサン、メタノールなどなどがございます。それからVOCの関係も追加しております。

次、お願いします。

この表は、排出量などの届け出についての制度を集約したのですが、上の段がPRTR法によるところの第1種指定化学物質、これは排出量と移動量を法に基づき届け出をいただくこととなります。条例でそれ以外、先ほどメタノールとか申し上げましたけれども、これを府独自の物質で上乘せしており、これについては、排出量・移動量を届け出いただくとともに、取扱量も第1種指定化学物質と府条例で上乘せしたものを届け出いただくことにしています。

届け出の対象は、PRTR法と同様ですが、届け出の期間は条例分については9月末までとしています。

次、お願いします。

届け出③・④の計画の関係、あるいは管理目標の関係ですけれども、上の段が計画の関係として、計画を策定したとき、計画を変更したときに、届け出くださいとしております。それから目標決定、それから目標達成状況の届け出は毎年ということです。これは具体的にどの化学物質をどれだけ減らすのかという目標を立てていただいて、その達成状況が毎年どうだったかというのを届け出いただくということで、計画については、今まで630の事業所、それから目標の関係については、644件の届け出がなされています。これは、届け出対象は従業員数50人以上の事業所ということで、PRTRとは異なります。

次、お願いします。

私どものほうでは、こういった対策について指導・助言ということをやっていくというのが基本的な立場ということで、ヒアリングをしたり、立ち入り検査にお伺いしたりしています。25年度においては、121カ所に立ち入ったということがございます。

次、お願いします。

これはそういったヒアリングだとか、立ち入り検査で、いろいろな事業所で何をしてどう改善したのかというほんの一例です。このケースでは、塗装の工程で、塗料を粘度調整といひますか。塗料のシンナーで調整をした上で使うわけですけれども、その調整のためのシンナーを工夫して、VOCの含有量が低いものをつくったということで、キシレンの年間排出量50%以

上削減とか、VOCについても40%以上削減とかいう成果があったということで、これ以外にもできるだけ多くのものを取りまとめて、ほかの事業所などにも事例としてお知らせするように、我々としては努力しているところです。

次のスライドをお願いします。

また先ほど言いましたようなこういった対策、あるいはリスクコミュニケーションの重要性などについても、広くそれぞれの事業所に理解いただきたいということで、大体毎年3月ぐらいですけれども、およそ500名の方々においでいただいて、化学物質対策セミナーというのを開催しています。多分、今年でもう6年目ぐらいになるのではないかと思います。

次のスライドをお願いします。

これはPRTRのデータから大阪府の分だけを抜き出したものですが、PRTRのデータから化学物質の排出量がどういふふうになってきているかということ整理したものです。

届け出が、下の白抜きのところが届け出の数字で、上のブルーの網掛けのところが、届け出外ということですから、国のほうで推計していただいたものになります。着実に減っているということです。

次のスライドをお願いします。

これは、排出量・取扱量が大气、水質、土壌、廃棄物、どれだけ移動したかを整理したものです。

次のスライドをお願いします。

このスライドは、PRTR法と条例の届け出から、どういうことが言えるかということです。上の横の折れ線グラフですが、これは取扱量です。ですので、取扱量は減っていません。わずかですが、ふえていますと思いますが、排出量は減っているということで、単純に生産量が減ったわけではないということがご理解いただけるのではないかと思います。

次のスライドをお願いします。

これは化学物質の種類別とか業種別の排出量がどうなのかということで、化学物質で多いのはトルエン、塩化メチレン、キシレンという順番、それから業種でいうと金属製品製造業、化学工業、石油製品、出版というふうにつながっていくということです。

次のスライドをお願いします。

これは届け出の取扱量に対する届け出排出量の割合ということで、右側を見てもらったら一番わかりやすいかと思いますけれども、例えば金属製品製造業でも、取扱量を100%としたときに排出量は8.8%ということで、この数字も決して高いものではないといえますか、当然、業種によってまちまちになりますので、必ずしも絶対的にはこれは低いというわけではないかも知れませんが、この前のデータの推移などから見ていると、決して高いわけではないというふうに思われます。

例えば出版・印刷とかいうのは31.1%ということで、これなどは、インクを乾かしていくということですから、ある意味どうしても出てくるということですので、これなども31.1という

ことですが、平成20年では67もありましたので、減少傾向ということです。

次のページをお願いします。

この辺からだんだんと大阪府としても取りまとめが苦しくなってくるころなのですが、これは環境濃度との関係です。私たちとすれば、事業所に対していろいろとお話をしていくということで、事業所の方々が頑張っていたものが、環境濃度としてどういうふうにつながっていったのか。ここらをもっとはっきりと申し上げていただいて、やっていただいたことに対して、事業所の方々もやってよかったというような評価をしていただければと、こう思っているのです。

それで何とか説明というか、説明はなかなか難しいかもわかりませんが、データがそろったものをお示ししています。これは、左側はトルエンの排出量と環境濃度、折れ線グラフが環境濃度で、上の三角印のほうが自動車排ガス測定局で行われた有害大気汚染物質モニタリング調査の結果です。下側の四角いほうの折れ線グラフが、一般環境局測定局です。ともに排出量が減るとともに、濃度も下がっていったという傾向が伺えるということです。

次、お願いします。

次は、それぞれの環境中で計測された物質がオゾン生成濃度としてどういうふうになっていくのかというのを見たものでして、要はある物質の濃度掛けるオゾン生成の係数、それをずっと足したものであるということで、右側に多くの物質を書いておりますけれども、これらの物質についてのオゾン生成の係数を掛けて足していったもので、オゾン生成の濃度とすれば、年々下がっていったということが読めると思います。

次に、大規模災害時における化学物質のリスクの低減対策についてご説明いたします。

下のほうに書いていますように、東日本大震災では、いろいろな化学物質が流出したということが国の調査などで確認されております。

大阪は当然ですが、東北地方に比べて工場・事業所あるいは住居、この密集度、全然違う、10倍ぐらい違うというふうに考えております。ということで、大規模災害時におけるリスクの低減というのは必要だということで、24年度にこの辺の状況について東日本大震災ではどうだったのかというようなことを検証し、取りまとめたわけです。

次のスライドをお願いします。

これは大阪の南海トラフが発生したときに予想される震度分布でして、左側が大阪府の予測、右側が内閣府の予測でございます。どちらにしても一番北の端、あるいは南の端に非常に強い揺れが生じておりますけれども、全体的に震度6弱ぐらいのエリアが多くなっている。

次のスライドをお願いします。

次は津波の浸水想定ですが、左のほう、府の予測ですが、大阪市内から岸和田、泉佐野あたりまで工場地帯が集積する場所においては、津波がやってくるということでございます。

次のスライドをお願いします。

液状化の関係です。非常に赤いところが多いですけれども、激しい液状化が考えられる、予測されるエリアが広がっております。

こういったことで、次のスライドをお願いします。

大規模災害に備えた化学物質の管理制度を見直しするというところで、大阪府の条例に基づく化学物質の適正管理指針を改正いたしました。改正の中身は、ここで①②と、真ん中のほうに書いていますけれども、まず事業者みずからが環境リスクの把握や対策の優先度を決定する。

要は、自分の工場が震度いくらになるのか、津波はどうなるのかというようなことを、先ほどのデータから理解いただいて、自分のところに保管しておる化学物質、あるいは使っている化学物質、そういったものが漏れたり流出したり、どうなるのかというのを想定していただいて、その結果として環境リスクがどうなるのか。それをできるだけ下げるためにどういう対策を、優先度をどう決めてやっていけばいいのか。そういったことをまずは検討し、決定していただく。その決定した結果に従って、物質それから施設、これに応じてリスク低減の方策を講じていただくということでございます。

事業者は、管理計画書にリスク低減のための方策を追加記載するというところで届け出るというふうに改正しました。現在、年間の取扱量100トン以上、とある物質について100トン以上ある場合は、この12月31日までに届け出を出していただいて、計画を届け出てくださいとしております。10トン以上の場合、来年の年末10トン未満の場合は、再来年の年末と、3年かけてということなんです。

こういうことをしていただくということなんですけれども、事業所のほうにもメリットがないとなかなかうまく進まないということで、我々のほうとすれば、次のスライドをお願いします。

上の枠の囲ったポツが四つありますけれども、下のほう、三つ目四つ目をしっかりと事業者の方々にも理解して、対応をとっていただければというふうに思います。まずは何と言っても従業員への被害が未然に防げる。また被害があっても、その被害が小さくなる。よって生産設備などのその被害も小さくなり、早期の操業再開が可能となる。ここは事業活動にとっても大きなメリットではないかなと考えてございます。

次のスライドをお願いします。すみません、もう一つ次のスライドをお願いします。

もう一点私どものほうとしましては、このPRTRの情報などが、市町村の消防部局へもしっかりと伝わって、救助について係るところの二次災害の拡大の防止、こういったものにもつなげていきたいということで、この7月に消防部局への情報の提供もしたところです。

次のスライドをお願いします。

これは消防部局への情報提供の一例ですけれども、何という事業所に、どういう化学物質が、どれだけ取り扱われているのかというような情報、ただし、危険物についての情報は除いております。

それから次のスライドをお願いします。

これはそういった化学物質が、どういう危険性を持っているのかをまとめた情報、一番気になるのは、水をかけて余計に環境上よろしくないものが出てくるということがあるのかどうかもわかりませんから、そういった情報などを調べて提供したということでございます。

以上です。

ありがとうございます。

○北野座長 ありがとうございます。ただいまの発表につきまして、質問はありますでしょうか。よろしいですか。

⑤ 有害化学物質削減ネットワークの取組

それでは最後に、有害化学物質削減ネットワークの中地さんから、有害化学物質削減ネットワークの取組についてお願いします。

○中地氏 大分時間が来ていますけれども、少し有害化学物質削減ネットワークの活動報告ということで、事務局のほうで資料の3-4ということで、SAICM国内実施計画の進捗状況についてということで、ヒアリングを受けたもののまとめの補足的な報告を行います。

次、お願いします。

まず私どものTウォッチの紹介ですけれども、2002年4月に市民、NGOによるネットワークとして結成しました。2004年から法人化しておりますが、主に活動内容としては、PRTRデータを市民の人たちが有効に活用できるために、どういうことができるのかというようなことを話していこうと。もう制度ができて、12年たちますけれども、まだまだ市民の中には定着していないというふうに思っております。

そのための学習会を開催したり、あるいは国際的な化学物質の管理のことについて国際市民セミナーを開催したりして、この間活動してきております。それについては資料3-4のヒアリングのほうで取りまとめられているわけですけれども、ただ、私どもがやっている活動としては、次、お願いします。

PRTRの届け出データの検索サイトということで、これは私どもホームページの表紙になりますけれども、ここにPRTRの検索サイトという形で、クリックしていただきますと、次、お願いします。

企業名や事業所名、あるいは化学物質名での検索ができるというようなことを、当初からつくって情報公開してきております。私どものような小さなNGOができることでは、国でもできるのではないかというふうなことで、2007年ごろのPRTR制度見直しのときを契機に、2009年からは国が届け出データを直接公表するような、そういうふうなことのきっかけづくりをしたのかなというふうに思っております。

一つ前のスライドに戻ってもらいます。

後でお話ししますけれども、最近では、震災に関する化学物質汚染や放射能汚染に関して情報提供ということもやっております。

次、お願いします。もう一つ。

それで、私どもが当初からPRTR制度で出てくる、事業所からどういった化学物質が排出されるのか。あるいは届け出外という形で、家庭からあるいは移動体等からもさまざまな化学物質が排出されているわけですから、そういった問題について、どういうふうにして考えるのかということで、そのリスクコミュニケーションというのを広めていこうというので、地域セミナーというのを開催してきました。

それで行政のPRTR担当者や企業の環境管理部門、あるいはPRTRの担当部門の方と地域のNGOの人たちとの取組報告をした後、意見交換をするような場をしてきております。

2003年からここに挙げるような地域で、地域セミナーという形で私どもが出かけていって開催してきておりますし、今日出席されている企業の方や、あるいは行政の方にも協力をしていただいております。あとGHSの制度に関しても、セミナーを開催したような実績があります。

次のスライドをお願いします。

そういったリスクコミュニケーションをいろいろとやってきたのですけれども、課題もこの間にできたのかなというふうに思っております。PRTR制度は、2001年から開始されて、もう10年少したつわけですが、2007年のPRTR制度の見直しからも、もう既に7年を経過しております。7年前の制度の見直しについては、法律ができるときの附帯条項として、見直しをするようにというふうに国会の決議があったわけですが、そろそろ7年経過しているので、見直しをする必要があるのだろうというふうに思っております。

その中で、行政や事業者の間には制度そのものの内容、あるいは今日もご報告がありますけれども、それを超えるような取組が進んできているわけですが、リスクコミュニケーションについては、まだまだ十分に進んでいるというふうには思えないところがあります。

例えば二、三、例をご報告しておきますと、例えば資料3-2の国内実施計画の地方公共団体編というところを見てもらうと、都道府県によっては、かなりPRTR制度が開始されるときには、ホームページの内容については、各都道府県横並びで公表されていたのですが、それが地方自治体の取組に関して、大きな差が出てきているのではないかなというふうに思っております。

私どもが呼びかけて開催しているような地域セミナーについても、報告する内容がありません。あるいはホームページを見てもらったら、それを見てもらえれば、それ以上お話しすることはありませんというふうな形で、リスクコミュニケーションの場合にお断りされる自治体や利用者がふえてきているのではないかなというふうに思っているというのが一点です。

それと震災時、3・11東日本大震災の経験からすると、緊急時の対応ということであると、保管量や取扱量というふうなことを事前に把握し、場合によっては公表する必要があるのではないかなというふうに思っていますし、そういったことも、ふだんの事業者や周辺住民とのリスクコミュニケーションというか、情報交換というのが必要なのではないかなというふうに思

っているというのが一点です。

すみません、次のスライド。

今、お話ししたのは、ここに書かれていることです。それと、3・11以降の絡みとしまして、次のスライドをお願いします。

Tウォッチとして東日本大震災、どういうふうな形で取り組んできたのかということについてご報告をします。

津波で流されたのは、一般の住宅だけではなくて、大きな工場等も被災をしたわけですが、それで大阪府さんのほうでは、もう既に取扱量とかを届け出し、場合によっては公表するというようなこともお考えのようですが、次、お願いします。

PRTR情報から、津波に流された家屋を片付けるときや復興するとき工場からこういった化学物質が流出しているのかというふうなことについて、情報提供する必要があるのだろうと。

テレビ等や新聞、マスコミの情報だけでは、個別の情報がわからないので、既存の情報から調べられないかということで、PRTRの届け出データをもとに、これはGoogle Earthで場所を示していますけれども、次、お願いします。

エクセルの表の一覧表にしたのですが、青森県の八戸から津波被災していると考えられる千葉県旭市までの364の事業所について、こういった化学物質を排出しているという届け出があるのかというのを一覧表にして、公表するというのをしました。これは日本の取組ということで、海外にも紹介をされております。

次、お願いします。

実際、津波による被害を受けて、化学物質が流出しているのであれば、2010年度のPRTRの届け出データ等に反映されて、かなりの化学物質が流されたのではないかなという、流出したというのは、制度上は報告することになっているのですが、いろいろと調べたところ、逆に、東日本大震災級の大きな地震が起きると、操業再開に手間取ったということと、あるいは地震を契機に廃業したようなところもあって、届け出がされていないということで、2010年度のデータも減少しておりますし、翌年の2011年度は、さらに化学物質の排出量等が少ないというふうな、そんな状況に来ている、そういうふうな私たちが予想していたような事態ではない、それとは違ったというふうなことで、その原因等を調べるような活動をしてきております。そういうふうな活動の中で、次のスライドをお願いします。

PRTR制度の中で、緊急時対応ということと言うと、ふだんから緊急時対応計画をきちんと作成し、届け出しておく必要があるのだろうと。日常的な貯蔵量や最大保管量等が把握できるような、逆にそういうことをしておけば、実際の地震が起きたときにこういった被害が起きるのかということについても、評価ができるのだろうというふうに思っているというのが一つです。

次のスライドをお願いします。

私ども、それともう一方、放射能汚染ということについても、きちんと情報提供する必要が

あるだろうということで、測定器を設置して、いろいろなところ、依頼分析も含めて測定しております。

次、お願いします。

私どものNaIの測定器です。

次、お願いします。

問題提起したいことが一つありまして、昨年6月、環境基本法が改正されて、今まで放射性物質というのは、除外規定というふうに私ども言っていますけれども、化学物質の中に入れない。例えば廃棄物処理法であろうとか、あるいは大気汚染防止法や水質汚濁防止法でも有害物質の中に（放射性物質を除く）というふうな一文があったのですが、それが取れてしまって、同じような、要するに環境中に広範囲に放射性物質で土壌が汚染されてしまった、あるいは場合によっては水も汚染されているわけですが、そういうことで、化学物質として扱うというふうに規定をされたわけですが、ただ1年たっても放射性物質については環境基準というのは定められておりません。

国民の健康や私生活を守るという観点で言うと、きちんと環境基準や、あるいはそれに付随する排出基準というふうなものを、それぞれの関連法規で規定をする必要があるのだろうというふうに思っていますし、放射性物質も化学物質と同じようになりスク評価をして、きちんと規制をするというふうなことを考える必要があるのだろうと思います。

今まで、放射性物質は環境中には絶対に出ないという形で、考えてこなかったわけですが、やはりそれを考える時期に来ているのではないかということと、あとPRTR制度では、除外規定が外されていないというか、対象物質の見直しがされておられませんから、放射性物質については、今のところ考慮しないということになっているわけですが、もしPRTRの対象物質になれば、今、停止中の原子力発電所からこういった化学物質、放射性物質が環境中に放出されているのかみたいなこともわかるのではないかという意味では、必要な情報を提供するという意味では、必要かなというふうに思っているということが一つです。

次のスライドをお願いします。

私どもの目標、今後の計画というふうなことでありますが、試行的にやっておりますけれども、温室効果ガスの公表制度のデータと、PRTRのデータをそれぞれ検索できるようなシステムをしております。企業の事業所のCSRといいますか、環境への負荷を考えると、化学物質だけではなくて、CO₂の排出量等も同じような観点で、何らかの形で、企業の努力を評価する必要があると思うので、そういうことができるようなデータベースをつくりたいと思っています。あと、日本の情報というのは、なかなか英語化して海外に発信されていないところがあるので、それをもう少し進度を進めていきたいと思っているというのと、震災復興ということであると、放射性物質の問題というのは、非常に大事なことで、その辺の活動を今後も続けていきたいと思っていますし、市民がきちんと精度よく放射能を測れるようなことに対する技術的な支援もしていきたいと思っております。

それと、あとはリスクコミュニケーションということについても少し落ちてきているというふうに思いましたので、この辺についても、再度、しかるべきリスクコミュニケーションとはどういうものなのかというふうなことについて、検討していきたいというふうに考えている。

次のスライドをお願いします。全部出してください。

ということで、私どもは、今後も取り組んでいこうというふうに思っておりますので、よろしくご協力をお願いします。ということで終わります。

○北野座長 ありがとうございます。

⑥ その他の取組

ちょっと時間が押しているのですが、質問ありますか。よろしいですか。それでは、あと資料として3-2と3-4がありますので、簡単に事務局から説明していただけますか。

○事務局 それでは、資料3-2から3-4まで、簡単に事務局のほうで補足説明をいたします。

まず3-2でございます。地方公共団体編、今回、47都道府県を対象にアンケート票をお送りしまして、ご回答内容に基づいて記載しております。ただ、実際には政令指定都市などでもいろいろな取組がなされておまして、そういったところは今回、抜け落ちておりますので、今後拡充していきたいと考えております。

47都道府県の取組の概要を2ページ目以降に簡単にまとめておりますので、ざっとご説明いたします。

大きく七つの項目に分けてお聞きしておまして、環境モニタリング、廃棄物・資源循環、化学物質の適正管理、情報公開、研究開発、教育、防災・安全、こういった取組分類についてお聞きしたところ、まず環境モニタリングにつきましては、基本的には国の法令、大防法、水濁法に基づくモニタリングを基本としつつ、都道府県ごとの条例によって規制物質を追加したり、敷地境界での基準の追加、独自の目標の設定などがなされていたりされております。

また、PRTR情報を用いて、排出量の多い事業所周辺でのモニタリング調査や実態調査、あと自主的なモニタリング、あとは市民に情報提供を行う総合的な情報共有提供システムなどが整備されている事例などもございました。こういった最終的には都道府県ごとの件数、統計数値なども、最終的にはまとめていきたいと思っておりますが、現時点では取組の事例を列挙するような形でまとめております。

2番目の廃棄物・資源循環のところでは、PCB、ダイオキシン、アスベストなどについてそれぞれ取組がなされているとともに、4ポツ目、例えば製造工程での化学物質使用量の削減や廃棄物の減量化の環境対応を、コスト削減額として“見える化”するためのマテリアルフローコストアナリシスの手法なども普及を図っているといったような独自の取組などがされている事例などもございました。

③化学物質の適正管理につきましては、国のほうでも適正管理指針などはございますが、地

方公共団体ごとに条例ですとか、化学物質適正管理指針などが策定されておりました。またPRTR制度については、先ほど大阪府様のご説明にありましたとおり、取扱量の報告を追加したり、対象物質を追加したり、あるいは化管法届出事業者に対して管理計画、管理目標の作成などを求めているところもございました。

あとは農業に関しては広報活動、調査研究、研修会などいろいろな取組がなされているほか、家庭用品、内分泌かく乱物質についても、いろいろな相談センターですとか、あと研究会などが立ち上げられておりました。また、農用地土壌汚染については、吸収抑制のための技術指導などもされております。

情報公開につきましては、リスクコミュニケーションの支援として、アンケートやセミナー開催、あと支援、企画立案、コーディネートまでされている事例などもございました。あと事業者が作成した環境報告書を地方公共団体のホームページに掲載する取組ですとか、条例に基づき事業者から報告された化学物質管理目標を地方公共団体のホームページのほうで取りまとめて公表している事例もございました。

あとはPRTR届け出情報の統計データなどの公開や、庁内関係各部署をオンラインで結んで、県民に情報提供を行う環境情報総合システムを提供している事例などもございました。

あとは4ページ目にまいりまして、事業者にとって使いやすい環境リスク評価手法の開発をしてガイドブックの取りまとめ、ホームページで公開されている事例などもございました。

5番目の研究開発に関してはPOPs、ネオニコチノイド系殺虫剤、PFOSなどの環境汚染実態の把握ですとかPM2.5、あと衛生動物の分布の把握、微量化学物質の分析技術の開発といったような、いろいろな地方自治体の状況に応じた研究開発がなされておりました。

⑥教育に関しては、事業者、市民、あと高校生を対象としたいろいろな教育支援ですとか、セミナー、勉強会などが開催されておりました。

⑦防災・安全につきましては、先ほど大阪府のほうからご説明がありましたとおり、災害時における化学物質のリスクを削減するために、環境リスク評価を実施して、事業者が導入・強化すべき新たな災害対策が取りまとめられていたりですとか、あとは事業者のための震災対策マニュアルが作成されていたり、そうした事例などもございました。

あとは、ここには明記しておりませんが、国際交流に係る取組としまして、韓国との共同交流事業としましてPM2.5に関する広域分布特性調査なども実施されておりました。ざっと駆け足ですけれども、まず3-2は、以上のような状況となっております。

資料3-3、こちらは業界団体・労働団体編でございますけれども、こちらのほうはいろいろな業界団体がございますけれども、まずは政策対話にご参画されている業界団体様を対象としてヒアリングをしたうえで、取りまとめております。

あとそのほか、SAICM国内実施計画で取組が記載されている状況について、取組をまとめております。

日本化学工業協会については、先ほどご発表がありましたので、ここでは省略しまして、

10ページ目の日本石鹼洗剤工業会では、自主的な環境モニタリング、リスク評価などが行われているほか、そのリスク評価結果を、先ほど日化協様のご発表にもございましたけれども、GPS Chemicals Portalで安全性要約書という形で公開されていたり、あとは国際的な情報発信、国際標準の導入、自主基準の策定活動、あと、洗剤等の成分情報開示などの取組がなされたりしております。

電機・電子4団体様につきましては、事業所化学物質管理キーパーソンの育成の推進、事業所リスク分析及び各国化学物質関連法規制の調査・分析などがなされております。

日本自動車工業会様におきましては、サプライチェーン環境情報伝達システムの利用ですとか、あとは19ページ目にまいりましてREACH規則への対応方針の策定、世界の自動車業界団体での統一したガイドラインなどが策定されております。

20ページ目以降は、SAICM国内実施計画に記載されていた取組でございまして、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）ですとか、あとは国内V T 6 2 4 7 4（旧グリーン調達調査共通化協議会）での情報伝達の取組などもまとめております。

あと23ページ目、日本労働組合総連合会のほうでのシックハウス症候群のメカニズム解明への取組、臨海コンビナートの地震・津波対策に関する取組、国際法規制の対応・国際交流などをまとめているところでございます。

あとは最後に資料3-4、市民・消費者団体、NGO/NPO編でございます。

こちらにつきましても、基本的にはSAICM国内実施計画にご参画されている委員の皆様にも、まずはヒアリングをして、取りまとめをしております。

まずめくっていただきまして1ページ目、オーフス条約を日本で実現するNGOネットワークにおかれましては、勉強会の開催、パンフレットの作成などをされておきまして、1枚めくっていただきまして、主婦連合会では申し入れ・要望、機関紙における情報発信、消費者アンケートの実施、学習会の開催、消費者からの相談受け付け、企業との懇談などがなされております。

先ほど中下様からご発表がございましたダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議では、化学物質の人体への影響に関する講演会の開催、ブックレット・パンフレットの作成などがなされております。

あと、日本生活協同組合連合会におかれましては、消費者への情報提供としまして、インターネットを通じた情報提供ですとか、地域でのリスクコミュニケーションの取組がなされているほか、10ページ目にまいりまして②国への意見提出・政策提言としまして、パブリックコメントや政策提言の実施、都道府県の食品安全基本計画等への意見提出などがなされております。また人材育成、組合員からの問い合わせに基づく商品表示等の改善といったような取組もなされております。

あとは中地様からご発表がございました有害化学物質削減ネットワークにおかれましては、市民セミナーの開催、PRTR連続学習会、あと国際交流などの取組がなされているところでござ

ざいます。

以上、駆け足ではございますけれども、取組状況の概要報告となります。

○北野座長 ありがとうございます。

(3) SAICM 国内実施計画の今後の進め方に関する総合討議

さて、今から50分ぐらい時間をかけまして、どう進めていくか。私からの提案ですが、資料3-1の3ページ、これはSAICM国内実施計画で重点検討項目というのが書かれています。それが①から⑥あるのですが、まずこれについて、それぞれの国、地方自治体、それから企業、NPO、いろいろご意見あったのですが、この①から⑥について、今後さらにこの辺が足りないとか、そういう議論を最初にしたと思うのです。その後、中地さんとか中下さんから提案された項目がございますが、それは、今日は主に国内実施計画の点検ですので、優先的にはまずこの資料3-1の3ページのこの六つについてまず議論して、その後、今後さらに検討したらいかにかという形で、中地さんなり中下さんのご提案なんかを考えたいと思うのですが、いかがでしょうか、そういう進め方で。よろしいでしょうか。

ではそういう形で進めます。それで全般的な国なり自治体とか、それらは資料3-1から3-5まであるのですが、一つ一つやるとあれですから、まずこの①から⑥について、今日のそれぞれ皆さんのご発表を聞いて、ここをさらにもう少しやるべき、来年9月でしたね、ICCM4が来年9月にごございますので、10カ月程度ありますので、その間にさらに国内としてそれぞれのセクターが力を入れるべきではないかというようなところがありましたら、そこをまずご提案いただいて、それでもう一つはなぜそれではそれが過去2年間、余り進まなかったのかということ、少しそれぞれの立場から意見をいただければと思っておりますが、そんな形で進めてよろしいでしょうか。

それではそういうことで、まず当面は資料3-1の3ページ①から⑥までについて、皆さん方の発表を聞いてどう思ったか。この辺が足りないとか、それについて少しご意見をいただければと思います。

有田さん、いいですか。有田さん、お願いします。

○有田氏 先ほど確認はしたかったのですが、森下さんからの発表の中で20ページにQSARのことが出てきたのですけれども、もちろん文章ではいろいろ現状を書かれているのですが、当初QSARにかなり期待して、何かかなり進むというふうに思っていたのですが、QSARに対しての評価というのは、余り期待できないものなのではないでしょうか。現状を教えてください。

○北野座長 まず森下さんから。あと、審査部会のお話を少しします。

○森下課長 QSARの活用というのは、非常に重要なことだと思っております、そのための手法の開発ということに力を入れてきています。もちろん人健康の部分と、それから生態系の部分と、それぞれ違いがありまして、比較的やりやすい分野とそうでない分野があるのだということ間違いなくと思います。

これについてはOECDでも、このQSARの取組というのは強化していかないといけないのだということで、情報交換も含めて、いろいろなやりとりがされていまして、ポータルサイトをつかって、そこでQSARに関する情報交換といったこともいろいろ進んできているというふうに理解しています。

○北野座長 現状、例えば化学審査部会、3省でやっていますが、毎回審査されたデータと、それから現在つくられているQSARとの突き合わせはやっています。そして合っている場合と合わない場合があるのです。合わない場合、なぜかという、結局そのQSARをつくるためのベースとなるデータの中に、対象とするような物質が入っていなかったと。これ、テストセットといましたか。テストセットに入っていなかったんで、それに入っていないような物質群については、なかなかうまく予測できないというのが大体いつもの結論なのです。

それで私から提案しているのは、やはりこれから、今まで従来どっちかといったら既存物質について、既存物質を用いたQSARですので、これからぜひすばらしい新物質のデータセットがありますので、そこをさらにうまく使いながら、QSARをさらに精度を上げていくのがあるのではないかとということで、それは企業の方のご協力は必要なのですけれども、そういうデータを出していただければ、より信頼性の高いQSARがつかれるのではないかと、そういうことで、審査部会で毎月審査した後、必ずQSARでの突き合わせをやっております。

○有田氏 ということは、Japanチャレンジでないですけれども、余り企業の協力が得られていない、情報開示がされていないということなのですか。

○北野座長 庄野さん、ちょっと言ってください。

○庄野氏 一時に比べると、我々、かなりディスクローズしていつていると思うのです。例えば今のお話ですと、ネガティブデータって、なかなか出しづらいところがあるのです。ただ我々資料データだってかなり持っていて、これ、QSARに結構生きるのですけれども、その辺はぜひ積極的に出していこうということで、協会としても各会員さんにはお願いしています。

事実、NITEからそういうご依頼がございましたので、今回は通知書を出して今、データを出すように仕向けているところでございます。これがうまく利用できて、QSARが活用できるようになると、我々企業にとってもメリットなので、それはぜひ進めたいと思っています。

○北野座長 ありがとうございます。現状そういうことですので。ほかに。どうぞ。中下さん。

○中下氏 私、退席しなければいけないので、1点だけ。すみません。先ほども発表の中で指摘したのですが、殺虫剤の問題です。

実施計画の25ページのところに、今後検討すべき課題の中に、このほか農薬等が生態系に与える影響を生活環境中で使用されるシロアリ駆除剤等、いわゆるバイオサイド等について、今後検討すべき課題として指摘されているという、これ、何か国の行動計画の表現としてふさわしくないのではないかと意見を述べ、最後、少し検討させてくださいという話になったけれども、結局表現が変わらないと。こういう状況の中で、各省庁がこの問題をどのように主体的に認識されているのかということ、私たちヒアリングしましたけれども、どこも自分のとこ

ろの問題でないような、これが問題だと思っているということすら、わからなかったというような状況でしたので、担当者のお話では。

なので、私はこれ、かなり心配をしております、先ほどの森下さんの報告の中でも、何か実態調査をやっておられると。実態調査は結構なのです、やっていただくのはもちろん。だけど、どういう形で今後の規制のあり方とかを考えていくのかというところ辺を、関係省庁連絡会議でどのように話し合われているのでしょうか。この辺のところの現状報告を、実態調査で、しかもその実態調査の結果、何かわかったことがあるのでしょうか。まずそれを第一点。

それから関係省庁連絡会議で、どのように今後この問題を取り扱っていくのかと、進めていくのかということが話し合われているかと、この2点についてだけお伺いしたいと思います。

○北野座長 それでは資料3-1で、その部分についてどんな書き方をされているかをちょっと見ましょうか。今、中下さんがおっしゃってくれたのは、今後検討すべき課題という計画自体の話ですから。では、資料3-1の今の分は何ページになりますか。

○中下氏 53ページです。

○北野座長 53ですか。53ページに殺虫剤等ですね。調査を行っているという、さらに調査をするということを書いてあるのですが、森下さん、それでは恐縮ですが、省庁間連絡会議でこの件についてどのような議論をされているのかと、ご紹介いただけますか。

○森下課長 中下さんから、従前からご指摘をいただいでいて、SAICM実施計画の中にもその課題として盛り込まれていることなのですが、またお叱りを受けるのかもしれませんが、やはりファクトファインディングというか、状況をしっかり把握していくということが第一歩だと、また思っておりますので、それをした上で、関係省庁でも共有して、今後議論していくというステップになるのかなという状況ということで、ご理解いただければありがたいと思います。

○中下氏 何か今、調査中のものはあるのですか。25年度はこうたと書いてありますけれども、今、調査中のものはありますか。

○環境省環境安全課 和田氏 環境安全課の和田と申します。昨年度、調査を実施したと、環境安全課のほうで調査しておりますけれども、そちらの調査につきましては、実際に市場に出しております、そういったいわゆるバイオサイドと言われるもの、そういうのに対して、どういった薬剤が含まれているかといったことを、ヒアリングベースで調査をしていると、そういうような状況でございます。

○中下氏 まだ続いているのですか。それとも終わったのですか。

○環境省環境安全課 和田氏 今年も引き続き調査をするということでございます。

○北野座長 そうするとこの辺につきましても、今後ICCM4に向けて、さらに強力に少し省庁間でご検討いただくという。中下さんのさっきおっしゃった基本法については、また後で議論したいと思います。またそのときに。

○中下氏 そうですね。

○北野座長 ありがとうございます。

確かに、実施計画の25ページの表現の仕方、今後、検討すべき課題と指摘されているという表現の仕方については、いろいろ議論があったことは事実なのですが、まだこの時点で省庁間のきちんと連携をとれていなかったものですから、こういう書きぶりとしました。ご理解ください。

○中下氏 だから今後ぜひ連携をとっていただきたい。

○北野座長 わかりました。

ほかのテーマでも結構ですので、先ほど申し上げた①から⑥につきまして。井上さんお願いします。

○井上氏 非常に発言しにくいのですが、全体的な流れをきちっと押さえていないので、私自身もわからないところがあるのですが、全体のこの特にリスク評価の問題等々、それぞれ皆さんよくやられていると思っているのですが、それにかわる方法というのをどのように内部で検討されているのか。

例えば、今の話ですけれども、殺虫剤の問題で、生活害虫防除剤等々の、こういう薬、化学物質については確かにいろいろなリスクについて検討されるのは結構だと思うのですが、それをいかに減らすかということを考える場合には、ソフトの面をかなり重視しないといけない。

そういう点で、前回の会議のときに教育の問題をちょっとお話したと思いますけれども、今の若い人たち含めて、何でもかんでも薬をまけば済むような風潮があるわけですよ。特に殺虫剤等については、何しろCMを含めて、何か何メートルも先の虫を殺すような何とかジェットとか、そういうようなものがどんどん流れて、それさえやれば何でもできるような、そういう雰囲気が出ています。それ自身に対して環境省サイドあるいは私たちとして、どのようなソフトの面を提示していくかというのは、SAICMの目標を達成する上では非常に重要な視点ではないかなと感じていまして、その辺はこういうような場の中で検討するという事は可能なのでしょうか。これが1点です。

それからもう一つ、前回から非常に私、気になっていて、多分言ったと思いますけれども、この安全・安心の一層の増進というような表現をなぜとられるのか、僕はわからないのです。「安全・安心」というのを一つのものとして考える考え方というのは、なぜなのでしょう。つまり上のほうのリスク評価の問題というのは、安全の問題だと思うのです。安心の問題というのは、今や私が言ったようなソフトの面で、私たち一人一人がどう参加していくかというようなことを含めて、社会科学的なアプローチではないかと思うのですが、この安全・安心ということを一つのものにして、何かごちゃ混ぜにして議論されるということについて、私は非常に抵抗を覚えているものなのですが、その辺を分けて考えるということはいくのでしょうか。

○北野座長 まず私からお答えしますと、安全・安心の一層の推進とございますね。結局、科

学技術基本計画がございまして、20世紀は、我々は安全を求めた世紀である。21世紀は、安全が確保され、かつ人々が安心してという、これが基本計画にきちんと載っているわけです。

したがって、つい我々は、ここでは化学物質を議論しているのですが、常に安全・安心ということを目標にしているわけです。後から議論が出ると思いますけれども、その橋渡しをするのがリスクコミュニケーションだろうという、そういう理解です。

ですから、違和感を覚えるかもしれませんが、やはり安全の後に安心をいかに国民にしてもらおうかというのは、大きなテーマだと僕は思っていますので、私自身は安全・安心でよろしいかと思っています。よろしいでしょうか。

それから前半のリスクアナリシス、リスク解析した後、さらにそれをどう考えていくかという、これは余り座長が一人しゃべってはいけませんけれども、まず基本はリスク評価ですよ、科学的リスク評価。それを受けてどういうふうに考えていくかという、井上さんとしてはその辺も少し議論したらいかかという、そういうご提案ですね。わかりました。

それについてはどうでしょう。皆さん、ここで別に決議するつもりはないのですが、そういう井上さんのご提案に対してどういうふうに皆さんも考えていらっしゃるかと。必要であれば、今後の活動計画に入れなくてはいけないと思いますので。ありがとうございました。どうでしょう。崎田さん、どうぞ。

○崎田氏 先程リスク評価の後、どうやってリスクを減らすか、そこが大事だというお話がありました。私もこれから考えていくときに、どのようにリスクを減らしていくのかという動きをきちんと考えることがすごく大事だと思います。

それで、私が皆さんのご発表を伺って、一番感じたのは、最初の環境省からのご発表で、ライフサイクル全体できちんと管理をしていくという、その方針が非常に明快になって取り組んできたというお話です。今までもライフサイクル全体の取組が大事だ、大事だと言われながら、なかなかその質で、みんないろいろ意見交換をしましたが、やはりこういう政府全体のまとめの状況の中でも、そこがきちんと重点的に取り組まれているという方向性は、非常に進んできたという印象があります。

しかし、その中が本当に完璧にいきつつあるのか、その辺をやはりみんなで話し合って、よりよくしていくにはどうしたらいいかというところが大事なのだと思っています。私は消費者あるいは市民対象の環境学習現場を持っておりますので、そういうことから言うと、消費者がきちんと選択、使用し、きちんと分別し排出するという、そこにかかわっていける内容になっていくということがすごく大事だと思っています。ですから表示や情報がどういうふうに消費者に伝わるのか、そして最後の分別、排出など、そういうことが自治体だけではなく、メーカーや事業者さんの参加も得た社会全体の仕組みの質がどういうふうに上がっているのか。そういうようなことが大変大事だというふうに思っています。

なお、先ほどサプライチェーンのネットワークづくりの重要性について、庄野さんもおっしゃっていました。やはりそういうサプライチェーンの情報の全体像も踏まえて消費者側にもそ

ういう情報がきちんと来る。あるいは表示でそのキーワードがきちんと最初からわかっていくとか、やはりそういうあたりの全体の共有の質を高めていくというのが、今後非常に大事なのではないかというふうに感じました。

なお、最初に座長がおっしゃった3ページの六つのポイントに関して、どういうふうに感じたかというお話なのですが、そういう意味で、私はこの2番目のライフサイクル全体のリスクの削減と、3番目の未説明の問題への対応、これに関しては、今後の大事な課題としてここにきちんとした仕組みをつくっていく、あるいはどう進めていったらいいのかというところを話し合うことが大事なのではないかというふうに感じました。

○北野座長 ありがとうございます。前回第5回の政策対話において、どういう情報を伝えるべきか、また、どのような情報の内容にすべきか、といった点について議論しましたね。

○崎田氏 すみません。お休みしたのです。

○北野座長 そうですか。いや、いいです。議論してBtoC、BtoBをどうBtoCに生かすかということで、ラベルみたいな話と、インターネットの併用とかいろいろ議論が出て、今日、最初に事務局から前回の総括をしていただきました。

その辺は次回以降、テーマとして考えていきたいと思っているのですが、ライフサイクル全体ということで、今日、川上から庄野さんがいらしているし、宇佐美さんのところは川下でいいのですか。浅田さんも川下でいいですか。川中は、特に今日はいなかったですか。

中地さん、ごめんなさいね。この次、指しますから。

そういうことで、非常に大事なことですけれども、もう一回庄野さん申しわけない。あと宇佐美さん、浅田さんで、その辺が川上、川下としてどう感じているか。ライフサイクル全体として、その安全をどう考えているか。その辺を、簡単に意見をいただけますか。

○庄野氏 では僭越ながら、上のほうからまいります。上か下かわかりませんが。

やはり情報をいかにうまく伝える、あるいは共有するか、私どもよく言っているのですが、伝達ではなくて共有をできるかどうかというのが非常に大事だと思っています。

我々、エンドユーザーの皆さんともよく議論いたしますが、やはりリスクベースの管理というのは、なかなか実はわかりにくいところがあって、ややこしいところがあるのですけれども、これをいかに川上サイドとしてはうまく伝えるか、表現できるかというところがまさにポイントのような気がしています。

まさにリスクコミュニケーションの世界に近いような話なのですが、そこが一番大きな課題ではないかと思えます。

それからもう一つ大事なことなのですが、このライフサイクルというのは、意外と簡単に言えますけれども、非常に長いルートを通りますし、複雑なのです。途中で一遍外国へ出て、また帰ってくるとか、それではどうするのだというような議論ってやはりありまして、これはグローバルに情報を共有するしかないのかなというところが一つのポイントかと思えます。

ただ、今、電機・電子の皆さん、それから車の皆さんとも我々非常にそういった意味では同

じ地盤に立っての議論ができていうふうに認識しています。

○北野座長 橘高さんがいらっしゃるから最後、コンシューマーのところで少し意見をいただきます。今とりあえず、先に宇佐美さんと浅田さん。

○宇佐美氏 ではご指名でございますので。一番川下企業でございます。今、庄野さんおっしゃいましたように、ライフサイクルのリスクということになりますと、グローバルでの対応というのは非常に大事でございます、と申しますのは私ども、自動車さんもそうだと思うのですが、世界を相手にして売り買いしているわけです。製品も日本からだけではなく、海外からも調達をし、製品も国内だけでなく海外にも販売している、という中で、そういったライフサイクル全体の中でリスクを正しく評価するとなったら、情報が世界中で共通で入手できなければまた伝達できなければ、正しいリスク評価というのはできないのではないかとというのがまず一つ。そのための基盤がどこにあるのかというのは、また別の問題だと思っております。

それともう一つ、科学的なリスク評価といったときに、製品に含まれる化学物質をどう見るか。つまり製品の一番外側の、例えばハンドル部分に含まれる成分と、裏側のモーターの筐体とか、電子基板に含まれる物質を同じレベルでリスク評価できるのかどうか。全体を一つのモノリシック（一体構造）なものとして考えるのか、それともそれぞれのところからの拡散を考えるのか。そういった科学的な議論ができなければ、正しいリスクというのは評価できないと、私は考えております。

ですから、先ほどから皆様方がおっしゃっておりますような科学的なリスク評価とその理解、研究と、それを受け取る側の教育、それぞれの側面があると思っておりますので、これはぜひとも私個人としては進めるべきだと思っておりますが、現状まださまざまなハードル、超えるべきものがある状態かなというふうに考えております。

○北野座長 ありがとうございます。浅田さん、指名して申しわけないのだけれども、何か意見がありましたら。

○浅田氏 ここでは、現在の自動車業界の状況を説明申し上げます。皆様にお配り委している資料3-3の17ページをご覧ください。宇佐美さんが言われたように、自動車にしる、電機にしる、非常に部品点数が多い中で、まず自分たちの製品がどういった材料でできており、どういった物質が含まれているということが一つのキーになります。ここで示したように自動車では、構成部品単位で約15万点になります。次の18ページで示すように、この情報をサプライチェーンでいかに集めるかが重要になります。日本のサプライヤーさんだけでなく、世界中のサプライヤーさんから収集する必要があります。これをいかに集めて解析するかというのがやはり一番ポイントになります。

ただ現実には、固体中に含有する物質が製品のライフサイクルでどうなるか。自動車の場合、リサイクルという廃車処理の問題まで含め検討する必要があります。リ製品のライフステージで、それぞれの物質がどういう流れであるかを、しっかり把握することが非常に重要だと考えています。

ただ、どういう情報をどういう仕組みで収集するかが重要になります。自動車の場合は、全世界でIMDSという共通の仕組みを使っております。プラットフォームがしっかりしないと、現実的に運用が困難になります。逆にそれをしないとサプライヤーさんの立場からは、納入している完成車メーカーがそれぞれの仕組みでデータ提出を要求すると手間がかかりすぎることになります。そういう共通の仕組みをどうやってつくって、また上流である化学業界や部品メーカーと連携していくが重要になります。

ライフサイクルで、もう一つ重要なのは、それぞれのファクターがどれだけのインパクトがあるかというのが、なかなかこれが出しにくい。化学物質では、混合物になったときに、どの物質が有害性があるのかわかりにくなのが現状です。科学的な評価も含めてどうしていくかということが、非常に重要だと思っております。

お答えにはなっておりませんが、自動車業界も他業界さんのご協力を得ながら、一步一步進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

○北野座長 今までのお話を伺っていると、やはり事業者間とか、それとの連携が要るということで、ある意味では工業会単位での連携が必要になってくるという、そういう結論でしょうか。橘高さん、いいですか、何か。

○橘高氏 それぞれの製品については、皆さんすごく一生懸命情報を集めて、出してくださっているというのは、とてもよくわかります。しかし、それが例えば家庭の中に来たときに、本当にそれぞれの部品だったり、製品だったりすると思いますが、家庭の中でそういったものを使っていて、自分の家庭の中で、本当に化学物質の影響がないのかどうかということところは、すごく自分では全くわかりません。それに対して誰か教えてくれる人がいるかということ、そういう人がどこにいるのかもわかりません。

例えばビスフェノールAの問題で、容器から溶け出すものについては、国内では対応がいろいろなされているということが書かれています。最近海外のほうなんかでは、感熱紙を触った後に食品を触ったら、それが体の中に取り込まれているのではないとか、あるいはプラスチック製品で使われているビスフェノールAが口からではなくて、経皮で取り込まれているのではないとか、あとは、やはりおもちゃなど、なめるもので想定されていない使い方をして、化学物質が取り込まれているのではないとかいうような報告がされています。家庭で生活している中で、本当にリスクがないのかどうかということところが、どうしてもわかりません。そこに大きな不安を感じるのですけれども、そこに対しては得られる情報が非常に限られているので、この製品はこういうふうにリスク評価されていて安全ですというふうに言われても、なかなかわかりません。また、感熱紙については、日本では以前に問題になったときに、既にビスフェノールAは使われなくなりましたというような説明がされているのですが、では一体ビスフェノールAのかわりに何が使われるようになったのかということは、今調べてみてもなかなかわかりません。そして本当にビスフェノールAの代替物が、安全なのかどうかということもわかりません。部分的にある物質が問題になったら、逆に、「それは取りかえました」というふう

に言われても、新しいものが本当に安全なのかどうかというところについては、誰の評価を信じたらいいのかということが、今の段階ではなかなか簡単に信じられません。メーカーの方だけがそういうふうに言っているとしても信じられないので、やはり第三者的な評価をできる機関や、消費者の利益や消費者の視点から本当にリスク評価というのが正しくなされているのかどうかというところを説明してくれる機関やNGOがあればというふうに思っています。

もちろん私たちもそういうNGOの一つになれるように活動はしているのですが、まだまだ不十分ですし、小さな団体ですので、ほかにもいろいろな方たちが、いろいろな立場から議論して行って、それを見て消費者も判断できるようになればいいなというふうに思います。

○北野座長 ありがとうございます。その辺、第7回以降でもう少し。

○有田氏 先生、すみません。ちょっと関連で、中地さんには悪いのですが、その前に関連して。

○北野座長 そうですか。今の話については多分7回以降でもう少し議論していきたいということで、では有田さん、手短に。

○有田氏 実は2番のライフサイクル全体のリスクの削減について、先ほど情報共有が必要だと庄野さんから意見が出されましたが、先ほど質問した通り化学物質のPLセンターと業界団体間において実は情報が共有化されていない。消費者団体とか環境NGOもそうですけれども、そういうところで何が行われているか、お互いに知らないというのが現状です。

それでちょっと心配だったので、情報共有というか2番目のところで意見を出そうと思ったのは、PLセンターがだめだと言うよりも、例えば先ほどPRTRの表の中にダイオキシン、ゼロと書いてあると、それだけを見ても全く問題ないというふうな資料の把握の仕方というか、情報共有の仕方というのは良くないと思います。問題の共有、現在の情報共有がやはりどこも弱いのではないかなというようなことを、問題認識として持っています。ぜひそういうところを化学工業会の方からも、問題がなくなったということではなくて、環境ホルモンも現状はこういうふうにしてまた評価を行なっているという事を伝えるべきだと思います。すみません、長くなりましたね。試験方法を検討している段階といった程度の情報、現状を伝えるようにしておいてもらいたいと思います。

○北野座長 わかりました。先ほどは谷口さんの説明で、化学物質の管理部局と情報部局との非常に濃い連携をしていましたよね。例えばそういうようなことで、連携なり共有ということが多分次の回以降のテーマになるかと思いますので、中地さん、このテーマですか。

○中地氏 根本的な話を一つだけ。すみません。

今、SAICM国内実施計画の点検の進め方について、という形で議論しているのですが、これも、資料3-1は省庁連絡会議の名前になっていて、資料3-2以降は環境省が取りまとめたという形になっているのですが、前回にもお話ししましたが、SAICM国内実施計画そのものは省庁連絡会議で決められて、それについて意見は、ここの1回目、2回目の政策対話のときには話はしましたが、今回の見直し作業というのは、その位置づけ

みたいところで、もう少し市民や企業とかいろいろなセクターの、ステークホルダーの意見を聞いたということを書きこんで書いた上で、意見交換をするとかというふうな形でいただいたほうがいいのではないかなというふうに私は思うのですが、いかがなのですか。

もう一応あくまでも省庁連絡会議の素案について、この場で意見を言うというだけの話で終わるのか。

○北野座長 そういうことではなくて、3-1は省庁連絡会議の報告ですけれども、あと3-2、3-3、3-4ってありますね。各セクターの現状についてまとめていただいていますので、また5人の方のプレゼンを聞きましたので、それを踏まえて、やはりさらに来年ICCM4までに何に力を入れるべきかと、そういう形で今日は議論を進めたいと思っていますので、基礎的な情報を集めるまでが精いっぱいだと思います。それをさらに評価するというのは、事務局でも無理だと思いますので、今日、委員の先生方から少しその辺で、ここが足りないとか、もう少しやるとかというようなご意見をいただければということで、この会議を進めています。

○中地氏 そうしたら、すみません、ちょっと意見として。40ページとか。

○北野座長 3-1ですか。資料番号は。

○中地氏 3-1の。

○北野座長 20ページですか。

○中地氏 40ページ。過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応という表題になっているのですが、負の遺産への対応というふうに書いてありますが、特にその底質というふうに表題にあるのですが、底質のことは全然触れられていないのです。

その前の水環境のモニタリングというのは、20ページぐらい、18かどこかに書かれているのですが、今の日本の底質がどうなっているのかという報告もなく、底質については、ダイオキシンはちゃんと環境基準、基準値が定められていますが、あと水銀とPCBについては、私の理解が間違っているかどうかわかりませんが、暫定基準のまま置いてあって、それも昭和48年ごろですか。40年前に暫定基準でつくったままになっていて、本来ならば、きちんと水生生物への影響とかっていうふうなことも考慮して、リスク評価して、こうすべきだといったことをすべきだと思うのですが、その辺は全然ないのはどうなのかなということで、ご質問です。

○北野座長 土壌については聞いたけれども、底質については特にないということで、環境省の森下さん、いいですか。

○森下課長 ご指摘のあった箇所について底質の記述がどうもないようですので、どういったことが書けるのか、持ち帰って検討したいと思っております。

○北野座長 ではお願いします、庄野さん。

○庄野氏 すみません。先ほどの有田さんのご指摘で、PLセンターを擁護するわけではないのですが、PLセンターというのは、我々、十分機能していると考えています。消費者の皆さんから直接化学物質に対する問い合わせがあつて、それをどういうふうに解決したらいい

いかという、唯一のチャネルかもしれません。

そういう意味では、確かに環境ホルモンとかいろいろなものの情報までを全部シェアしているわけではないですが、担当事務局としては当然それを認識していきまして、それをいろいろなところでお答えするようにしています。

ただ、この問題で先ほど橘高先生の話もありますけれども、これをどうやってうまく伝えるか。例えば内分泌かく乱問題って、今、世界的に議論していますが、非常に高度な科学的な議論です。これをどうやって皆さんにご理解をいただくかという、なかなかそう簡単にはいかないので、ちゃんと我々としては、それは伝えていきますけれども、伝え方と、もう一つ大事なことは、やはり教育的なバックグラウンドがちゃんとしていないといけないなという気がしています。ぜひ皆さん、こういった意味では小児、小さいときからの教育というのはやはり今後、このリスクコミュニケーションの非常に大きな前提になるのではないかと考えています。

○北野座長 簡単に。次回以降この辺を。

○有田氏 簡単に。PLセンターがだめだというふうに言ったつもりはありません。PLセンターは機能しているかもしれないけれども、情報共有の機会があったときに、その様に感じたということです。

○北野座長 わかりました。あと10分ぐらいで、次の水銀の話に移りたいのですが、もう一回資料3-1の①から⑥の中で特に今日、報告等を聞いて、特にさらに力を入れるべきだと。浅田さん。

○浅田氏 すみません。全く別の観点なのですが、もともとこのまとめが海外での会議で日本の貢献を説明する狙いがあるなら、例えば14ページのJapanチャレンジプログラム等の活動も、74ページの国際協力の部分にも加えて、日本としての貢献を見やすい形で記載いただくと有用ではないでしょうか。よろしく願いいたします。

○北野座長 わかりました。ぜひその辺、発表できるデータであれば国際貢献につながると思っています。ありがとうございます。では崎田さん、どうぞ。

○崎田氏 先ほどと違う視点なのですが、国際協力・国際協調のところに入れたらどうかと思うのは、今日のご発表の中で、SAICMの中に入っていなかったけれども、ということで、大阪府の方が災害対応のときの化学物質情報をどう共有するかということをおっしゃっておられました。そして、中地さんのほうからもその視点が重要だというお話がありました。

やはり今、例えば地球温暖化のための洪水とか、日本のような地震や台風の大型化などいろいろなことがあって、日本も今、災害基本計画や、災害対応の廃棄物処理計画などを国内でつくってこうというふうな制度の検討が進んでいますので、そういうような情報をいわゆるアジアのような災害の起こり得るところに展開していくというのも、意義のあることではないかなという感じはいたしました。

○北野座長 ありがとうございます。私もそこは気になっていまして、災害対策とか放射性物質等につきまして、とりあえず六つの重点的な分野ということで、レビューしているものです

から、この議論が終わった後に、今日は残念ながら時間がとれそうもないので、先ほどから提案されたような基本法とか災害対策の話はまた次回以降だと思いますけれども、橋高さん、何かありますか。

○橋高氏 今の、私も今日の大阪府の取組を聞いて、本当にほかの自治体にもぜひ取り組んでいただきたいし、アジアの方たちにも取り組んでいただきたい内容だなと思いました。

それでこの報告書の形なのですけれども、例えば今みたいな形式で国の内容があって、47都道府県の内容を個別に張り付けてあるようでは、何かなかなかいいものも見えません。せっかく国際社会でこういういいものをやるのだというのであれば、PRTR法では定められていないけれども、グッドプラクティスとかベストプラクティスとして、こういう取組もありますということで、何かもうちょっと読んでわかるような、メッセージ性があってもいいのではないかと思いました。

○北野座長 その辺、ICCM4で発表になりますけれども、多分、国が決めている事項と、それをさらに上乘的に自治体が行っていることとか、その辺まさにベストプラクティスで乗せてくれると思いますので、ぜひそういうまとめ方をして日本の、まじめにやっているところは、まじめにやっているときちんとPRしなくてはいけないし、足りないところは足りないという反省もしたいと思います。その辺のめり張りの効いた発表もICCM4でお願いしたい。

○中地氏 グッドプラクティスの話で言いますと、PRTRのデータで届出外排出量というのは日本でしかやっていないわけです。若干イギリスなんかはやっていますけれども、かなり減ったとかという話とか、評価をもう少し書き込んだほうがいいのではないかと。ここは精度の向上のために、いろいろなことをやっているというようなことしか書いていないので、実際、トータルとして化学物質の排出量が減ったというふうなことをきちんと書き込んだほうがいいと思いますので、その辺は検討をお願いしたいと思います。

○北野座長 ありがとうございます。

あと4、5分でこの議論を終わらないといけないのですが、ちょっと私、気になったのは、リスクコミュニケーションはこの政策対話でも随分議論したのですが、前の円卓会議のころから。先ほど中地さんから意外と進んでいないということで、自治体なり企業に拒否されてしまうという話があったのですが、やはり安全・安心ということを考えると、リスクコミュニケーションというのは非常に大きなこの④の一層の推進につながると思うのですが、3、4分しか時間がないので恐縮なのですが、どうして当初我々が思ったほどに進まないのかということ、何か簡単に印象でもあればいただきたいのですが、私はPRTR法ができて、かなり忙しくなるとしたら、全然忙しくないという、そんなことで、現実そうなのですから、何か2～3分で終わりたいと思っているので、簡単に、すみません。

○崎田氏 すみません。ふだんリスクミとか環境学習とか、やっているのですが、今、項目的にはやらなければいけないことが多過ぎて、なかなか化学物質のコミュニケーションのところまでいかないとかいうのもあるかもしれません。ただ、根本的に大事なところで学ぶと

いうところで何となく終わっていて、実際に例えばモニタリングを一緒にやってみて感じ取って、では自分も暮らしの中でもっと大事に、こういう化学品は大事に扱おうとか、そういう行動につながるようなリスクガバナンスのところに、きちんとリスク削減行動につながるようなやり方の環境学習とか、リスクコミュニケーションというあたりの視点が、今後大事で、そういう次の段階にいかなければいけないのではないかなと感じます。

○北野座長 ありがとうございます。第7回以降、何か情報の共有、交換の中でまた少しリスクコミのあり方みたいなものも議論できるかと思えます。井上さん、お願いします。

○井上氏 リスクコミュニケーションがうまくいかない一つの大きな理由は、リスクコミュニケーションということについて共通の認識がないということだと思います。

特に各省庁が出してきている最近のリスクコミュニケーションの考え方と、環境省が言ってきたリスクコミュニケーションは全然違うという、実際に消費者庁だとか何かやられていることは、ほとんど説明会でしかない。それはもうコミュニケーションでも何でもないので、それを見ている市民からすれば、何の意味もないというふうに感じてしまうのです。

それで逆に工業会やいろいろな産業界の方々が、それでよしとされているかどうかわかりませんが、何となくそれで安心感を持ってしまっているのではないかな。もうちょっと緊張関係を持った何か考えないといけないなというふうに、私は思っています。

○北野座長 ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり本来のリスクコミュニケーションのあるべき姿とか、それに持っていくにはどうしたらいいかというようなことも今後の議論のテーマだと思います。

そろそろ時間になってきて、いつものとおり申しわけないのですが、時間がなくて、とりあえず今日は、国内実施計画の進捗状況をどう見るか。それから今後どこに力を入れるべきかという議論をしてきました。

その意味では、資料3-1の3ページの①から⑥について、今日う本当に時間がなくて申しわけなかったのですが、もしご意見がございましたら、メールで事務局にご連絡をいただければと思っています。それ以外の基本的な話についても今後、また考えていきたいと思えます。

よろしいでしょうか。すみません、短く、短く、ということで申しわけないのですが、何かいいですか、有田さん。

○有田氏 資料3-2の16ページの栃木県の状況について、書き込みがほとんどないのですが、これは何か理由があるのでしょうか。そこには企業がないのかどうか、そういう排出するような企業がないのかどうか、教えてもらいたい。

○北野座長 県の担当者が忙しかったのでしょうか。確かにちょっと温度差があることは事実ですので、聞いておいてください。

それではそういうことで、大変申しわけないのですが、言い足りなかった点等につきましては、メールで事務局に送っていただきましたら、また反映させたいと思えます。

5. 4 その他（水銀に関する水俣条約に関する最新の動向）

それでは次の議題、あと10分ほどになって申しわけないですが、次の議題が水銀条約の話でしたね、たしか。では事務局から、これは森下課長、ではお願いします。

○森下課長 資料5をごらんいただければと思います。それからあわせて参考資料1も使わせていただきます。

資料5は、水銀に関する水俣条約についての簡単な説明のためのポンチ絵をご用意しております。ご案内のところだと思いますが、昨年10月、熊本で開かれました外交会議で、水銀に関する水俣条約が我が国を含む全ての国の賛成ということで、成立しております。

現在、署名国は我が国含む128カ国で、締結した国が9カ国という状況でございます、50カ国の締結から90日後に発効ということでございます。

この水俣条約でございますけれども、成立から数年での発効ということが目指されておりました、日本でもできるだけ早く締結したいというふうに関係者も考えております。そういったこともありまして、次期通常国会で、関係の法律を提出するということを含めて作業を進めているというところでございます。

資料5のほうを見ていただきますと、この水俣条約に書かれております内容を、それぞれパーツ、パーツでお示ししておりますけれども、水銀ライフサイクル全体を規制するというところでございまして、まず地下から水銀を掘り出すところ、そして製品として使う、そしてその際に大気あるいは水・土壌への放出、さらには製品の輸出入、そして、水銀を添加した製品についての製造ですとか、あるいは水銀を保管する、あるいは特定の製造工程で水銀の使用を規制する。人力による小規模の金採掘などについて、これも規制をかける。それから廃棄物についても、そして汚染サイトについても、しっかりした取組をしていくというようなことが条約の中に書かれてございます。

非常に包括的な内容が書かれた条約でございますので、関係する審議会で今、ご議論が進んでいるという状況でございます。

一番上のオレンジのところを見ていただきますと、大気への排出というところがございまして、これは条約の8条に該当いたしますが、こちらについては、現在、中央環境審議会の大気部会で検討が進んでいるというところでございます。

それから黄色、右側にありますが、水銀廃棄物の部分につきましては、こちらの中央環境審議会の循環部会で議論が進んでおります。それから、それ以外のブルーで示されているところ、こちらについては、産業構造審議会と、それから中央環境審議会が合同でご審議をしているという状況でございます、いずれもこの三つの関連の部会の報告書が、現在パブコメにかかってございます。

そのパブコメの資料は参考資料に添付しています。

一番後ろから見たほうが早いのですが、参考資料6-1と書いておりますのが、こちらが産業構造審議会と中央環境審議会の合同部会のパブリックコメント、それから何枚かめくって

ただきますと、参考資料6-2になりますが、こちらが中央環境審議会の循環型社会部会での検討のパブリックコメント、それからまた数枚めくっていただきまして、資料6-3になりますが、こちらが中央環境審議会大気部会のパブリックコメントということでございます。

ちなみに6-1にあります合同審議会のパブリックコメントですが、11月14日から12月14日まで。それから中央環境審議会循環部会のパブリックコメントは11月20日から12月19日、それから中央環境審議会大気部会のパブリックコメントは11月25日から12月24日までというふうになってございます。まだパブリックコメント中でございますので、ぜひ一読いただきまして、パブリックコメント、ご意見等ありましたら、ご提出いただければありがたいというふうに考えております。

以上です。

○北野座長 ありがとうございます。パブリックコメントはまだ十分時間がありますので、ご意見はそちらに出していただくことにして、もしぜひここで質問しておきたいことがありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。いいでしょうか。

それでは一応これで予定した議題は全て終わったのですが、ではあと進行を事務局のほうにお願いします。

○事務局 北野先生、ありがとうございました。

5. 5 閉会

○事務局 本日の議題につきましては、以上となります。あとは事務局から補足の連絡事項としまして3点ほど連絡事項がございます。まず1点目が先ほど北野座長よりご説明がありましたとおり、先ほど議題2、議題3水銀のほうも含めまして、今回議論し切れなかったご意見につきましては、1週間後の12月8日あたりをめぐり事務局までメールでご送付いただけますと幸いです。

また2点目としまして、次回の政策対話は3月から4月ごろを予定しております。本日、十分ご議論いただけなかった部分も含めて、時間の関係上十分ご議論いただけなかった部分も含めまして、次回、ぜひテーマとして取り上げて再度ご議論をお願いしたいと考えております。また、テーマ設定の詳細などにつきましては、決まり次第、改めてご連絡いたします。

また次回の日程につきましても、改めまして事務局よりご連絡をした上で、決定したいと考えております。

3点目としまして、本日は傍聴者の皆様のほうに、アンケート用紙をお配りしておりますので、お時間のない中、恐縮ではございますけれども、ぜひご記入いただきまして、お帰りの際に事務局、受付のほうまでお渡しいただけますと幸いです。

それでは、以上をもちまして第6回化学物質と環境に関する政策対話を終了いたします。本日はお足元の悪い中、お集まりいただきまして、また長時間にわたりまして熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。改めまして厚く御礼申し上げます。

○北野座長 委員の皆様方、本当に長時間、熱心なご議論ありがとうございました。これにて閉会いたします。